

第1日目（12月9日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。

○議 長 ただいまから令和6年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本会議を開きます。

なお、牧野晶君から遅刻の届出が出ておりますので、報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可いたします。

[午前9時31分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番・大平剛君、及び議席番号4番・目黒哲也君の両名を指名いたします。

[「3番、了承」「4番、了承」の声あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月9日から12月20日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月9日から12月20日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 令和6年12月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げますところであります。

さきの市長選挙において、市民の皆様からご信任を賜り、引き続き4年間市政を担わせていただくことになりました。これまで以上に責任の重さを痛感しているところでありますが、市民の皆様への負託に応えるべく、全力で市政に取り組み南魚沼市を前に進めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

ここで、9月議会定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。こころとからだの健康づくりの推進については、社会福祉法人新潟いのちの電話との共催により、10月2日に新潟県自殺予防キャンペーンとして、こころの健康セミナーを開催しました。また、南魚沼市認知症疾患医療センター長の宮永和夫先生から鬱病の理解と対応についてのご講演、また鬱を経験したことのあつ津軽三味線演奏家の史佳Fumiyoshiさんと、その支えとなりましたお母様で師匠

であります高橋竹育さん親子のお二人から、鬱からの回復の過程を演奏を交えてお話しただいたところでもあります。

歯科保健事業の推進については、5歳児のう蝕——これは虫歯——有病者率の減少を図るため、3歳6か月児を対象に市内歯科医院へ委託する南魚沼市幼児フッ化物塗布事業を10月から始めました。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、12月2日からマイナ保険証を主体とした新たな制度に移行しました。今後、マイナ保険証への移行期において市民の利便性が損なわれることがないように、引き続き制度周知等に努めてまいります。

医療の再々編につきましては、11月1日から外来診療機能としてのゆきぐに大和診療所、24時間体制を備えたゆきぐに大和訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所であるゆきぐに大和ホームケアステーションの3つの機関を持つ、大和地域包括医療センターの運営を新たに開始したところでもあります。10月9日及び23日には、住民の皆さんへの説明会を開催し、医師、看護師、社会福祉士などの大和地域包括医療センターの職員が新たな体制について丁寧に説明したところでもあります。市民からは、薬剤師が常駐するまちの保健室に対する期待の声が寄せられたところでもあります。

ゆきぐに大和病院の無床化に関連する入院機能の集約につきましては、7月に南魚沼市民病院を4床増床したところですが、今後の高齢化の進展に伴う疾病構造の変化により、在宅支援病床のニーズが市内全域で増えることが予想されていることから、南魚沼市民病院の地域包括ケア病床をさらに8床増床して対応したいと考えております。加えて外来機能では、内科の診察室の増設、眼科の2診体制への対応、外科の化学療法スペースの不足解消を主な内容とする診察室の改修を行いたいことから、必要な経費を補正予算にこのたび計上しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、塩沢地域の2か所の訪問介護事業所のうち、1か所が8月に廃止となり、残る1か所も9月に休止となりました。それらに対応するため、南魚沼市民病院内に新たに訪問介護事業所を10月に開設したところでもあります。また、スキーやスノーボードにおける外傷を取り巻く課題の解決を図るために、12月下旬には、長らく閉鎖されていまして石打丸山スキー場の冬季スキー診療所の開設に向けて、昭和大学や地元関係者の皆さんと協議を進めているところでもあります。

病院事業における経営面については、ゆきぐに大和病院の無床化に伴う入院収益の減を南魚沼市民病院の病棟再編による入院収益の増で補ってきたところではありますが、政策医療という課題として取り組む、医療の再々編に係る収支に対する影響の全てを診療報酬のみで補うことは難しいことから、設置者として不足が予想される運営資金については、一般会計からの負担金として補正予算に計上するとともに、病院事業における追加の一時借入れによる対応とすることを予定しております。

子育て環境の充実については、統合石打保育園の改修工事が順調に進んでおります。第3期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画の策定状況については、ニーズ調査の結果を取りま

とめまして、子ども・子育て会議において意見聴取を行いました。今後は、パブリックコメントを経て今年度末の策定に向けて作業を進めてまいります。このほか、保育士の事務負担を軽減しようということで、児童と向き合う時間を増やすこと、また保護者の利便性も向上させることを目的に、公立保育園に保育事務支援システムを導入しました。11月1日から、QRコードを利用した園児の登降園時刻の記録や管理を開始しまして、欠席連絡を保護者のスマートフォンから登園時間に限らず受け付けています。保護者の方々からは、利用についておおむね良好との感想をいただいているところであります。

福祉の充実についてです。令和6年南魚沼市価格高騰緊急支援給付金及び子育て世帯加算分の給付を実施したところです。緊急支援給付金については626世帯に対しまして6,260万円を、子育て世帯加算分については54世帯89人に対し445万円を、それぞれ11月13日までに振り込み、事業を完了しております。

令和6年度南魚沼市高齢者施設及び障がい者施設緊急支援事業補助金につきましては、市内の22法人の高齢者施設に2,881万円、10法人の障害者施設に総額で716万円の補助金を支出したところです。

介護予防の充実については、9月23日に市制施行20周年記念事業としまして、南魚沼市健康でいきいき暮らせるまちづくりフェアを開催しました。370人の来場があったところがあります。また、介護施設大規模改修緊急5か年事業につきましては、申請のありました今年度分の対象工事が完了したところがあります。

公営住宅につきましては、10月30日に2回目の住宅委員会を開催し、公募戸数30戸に対して5件の申込みがあり、5戸の入居を決定したところがあります。

次に、教育・文化についてです。学校教育については、9月28日に海外派遣研修事業の帰国報告会を開催しました。ニューヨーク新潟県人会長の大坪賢次様からもご出席を賜り、派遣生から研修で得た貴重な体験、自らの気づきなどについて報告がありました。ニューヨーク新潟県人会の皆様のご意見などを参考にしまして、次年度以降も有意義な研修事業となるように計画してまいります。

学校給食についてです。給食調理業務の委託契約が今年度末で終了することから、プロポーザル方式による選考を行いまして、次年度以降の優先交渉者を決定したところです。また、市制施行20周年記念事業として、11月1日に市内の全ての小中学校、そして支援学校において、南魚沼産100%おいしい給食の提供を行いました。市内で生産、加工された食材のみで給食を提供したことに加えまして、ご協力いただいた市内企業、生産者の皆様にリーフレットにまとめまして配布するなどにより、地域の豊かさに改めて子供たちから気がついていただく機会になったものと考えております。

生涯学習の充実については、10月2日から11月25日まで、これも市制施行20周年記念事業として、鈴木牧之記念館にて南魚沼市の家系図展と題して、南魚沼市の古代から現代までの成り立ちを歴史資料とともに展示をしたところがあります。また、11月10日には新日本フィルハーモニー交響楽団コンサートが市民会館大ホールにて開催されまして、1,200人

にご来場いただき、会場はほぼ満席となったところであります。すばらしい会が行われました。

文化施設のLED化事業につきましては、今回で2年目となる池田記念美術館の館内照明のLED化工事を、来館者が比較的少ない12月中旬から1月下旬にかけて集中的に実施することとしました。工事期間中は閉館となることから、指定管理者と連携しながら市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

生涯スポーツの推進であります。9月21日から23日にかけて、市制施行20周年記念事業として、南魚沼サイクルフェスタを開催しました。グルメライド、クリテリウム、ロードレースを3日連続で行いまして、延べ1,800人の参加をいただいたところであります。10月27日には、第20回となる南魚沼市縦断駅伝大会を開催いたしました。参加チーム数は昨年より21チーム増の78チーム。この中には小野塚彩那さん、羽吹唯人さん率いる東洋大学スキー部の皆さんをゲストランナーに迎えまして、大会を盛り上げていただきました。当日は衆議院議員総選挙と重なったことから、一部の中継所等を変更いたしましたけれども、地域のご協力によりまして代替地を確保し実施することができたことで安心しております。

次に、環境共生についてであります。有害鳥獣対策事業については、8月下旬に塩沢地域の姥島周辺で熊が連日目撃されるという事案が発生しておりまして、巡回・広報を強化したところです。9月に発表された魚沼地域の堅果類豊凶調査——硬い言葉で、言葉だけだと分からないので、クルミとか栗、ドングリ、ブナなどの実であります——これによって、ブナの実が不作の一方、クルミやドングリの結実が比較的好かったということに転じ、9月中旬以降は平年並みの目撃件数で推移してきたということで、多発が予想されているということで心配していたのですが、よかったと思っております。

地盤沈下対策の継続・強化についてです。長期予報で降雪量は平年並みか多いと発表されておりまして、例年より消雪用井戸の稼働時間が長くなることが考えられることから、地下水利用の注意喚起と節水を呼びかけてまいりたいと思います。また、ウェブサイトで毎時の地下水位と地盤収縮量を情報発信し、市民の節水意識を高め地盤沈下の抑制に取り組んでまいりたいと思っております。

今年度の上半期のごみ量について申し上げます。可燃ごみ、不燃ごみとも——湯沢町を含んでおりますが——搬入量全体で減少傾向が継続しておりまして、前年同時期比で——9月末ですが、約1割の減少となっております。

可燃ごみ処理施設については、今年度前期の点検整備と対策工事が完了しまして、順調に稼働を行っています。さらに来年1月中旬からの後期の整備というのがあります。これに向けて準備を進めているところであります。災害等により処理機能が喪失した場合を想定したごみの搬出訓練を昨年度に続いて実施するなど、有事に備えた対応の充実に努めてまいりたいと思っております。

持続可能な循環型社会のための体制確立についてですが、各ご家庭から排出されるペットボトルを再びペットボトルに完全な形でリサイクルするという、ペットボトルの資源循環水

平リサイクルに関する協定——水平というのは、ペットボトルがそのままペットボトルになるという意味です。これはそうではなかったわけです。いろいろなものに転じられていたのですけれども、ペットボトルからペットボトルに、これは極めてまれということでもあります。この水平リサイクルに関する協定を——うちのペットボトルの回収は高い評価を得ておりまして、このことから大塚製薬株式会社、株式会社魚津清掃公社、豊田通商株式会社の企業グループと11月中旬に締結したところでありまして、これによりまして、ペットボトルの再資源化先が明確となるとともに、企業グループとの様々な連携によりまして、市民への情報発信と啓発の向上が図られるものと期待しているところでありまして、素晴らしいことだったと思います。

新ごみ処理施設の整備事業について申し上げます。事業者選定を支援する業務を委託するコンサルタントを9月に決定しまして、10月17日には第1回新ごみ処理施設事業者選定委員会を開催し、事業者選定に向けての準備を開始しました。また、11月7日には地元三集落協議会の役員の方々を対象とした、他県への同規模施設の先進地視察を実施したところがあります。今後も、地元の皆様のご理解を得ながら事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、廃棄物対策課及び新ごみ処理施設整備室が事務所として使用しています環境衛生センター管理事務所棟については、旧し尿処理施設とともに来年度から解体を予定しております。現在の施設管理を適正に継続したいということから、隣接している市所有地に仮設事務所を建設・移転することとし、必要な経費について、今定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

新エネルギー等普及促進事業について申し上げます。9月6日に雪冷熱研究者を中心としました雪の勉強会を開催しました。市の施設では初めての導入となりました市役所南分館1階の保健課での雪冷房設備の稼働状況や効果について報告を行いました。課題や今後の方策などについて検討を加え、さらなる効果的な運用に向けて必要な経費につきまして補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の今年度中の策定に向けて現在取り組んでおりまして、市民及び事業者の皆様へのアンケート調査の結果について集計・分析・取りまとめを行っております。計画策定に向けた課題の掘り起こし、基本方針の整理を進めておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、都市基盤であります。道路関係の社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業については、12億506万円——このうち国費は7億4,668万円——この配分のうち、10月末現在、除雪費を除いた発注率が83.5%となっております。なお、令和5年度繰越予算を加えた発注率では86.8%となっております、年度内の工事完了に努めてまいります。

除雪事業については、10月21日に南魚沼地域管内の5つの道路管理者による——高速道路、国道、県道、市道、町道の5つであります——南魚沼地域合同除雪出動式を県内で一番最初に開催しました。地元の園児、小学生も参加しまして、市内の保育園などから協力いた

だきまして作成してくださいましたリースなどを、お手紙も添えて除雪事業者に手渡したところでもあります。南魚沼地域の道路交通の安全・安心を確保する除雪体制のアピール、そしてオペレーターの皆さんのモチベーションアップ、さらには将来の担い手の確保につながればという思いで情報発信することができたかと思えます。

交通安全対策の推進であります。10月に二日連続で交通死亡事故が発生しました。2人の方が亡くなっております。この事故を受けまして、南魚沼警察署の主導で交通死亡事故シャットアウト緊急対策が実施され、市ウェブサイト、またFMゆきぐになどによりまして、市民に交通事故防止を呼びかけたところでもあります。10月22日には、高齢者交通安全教室の一環として初めての試みですが、セーフティ・サポートカー——略称ではサポカーというのですが——この体験試乗会を開催しました。衝突被害の軽減ブレーキなどの安全装置を参加者に体感していただいたところです。今後も交通安全意識の醸成を図りまして、交通事故防止を推進してまいります。

水道事業について申し上げます。発注した水道施設工事、また管路工事は順調に進捗しています。継続費としました畔地浄水場の非常用自家発電設備更新工事ですが、発電装置と制御盤の据付けが完了しました。今後、試運転を実施した上で本格稼働を予定しております。

下水道事業を申し上げます。下水道事業経営戦略を今年度中の改定に向けて作業を進めています。また、下水道ストックマネジメント計画に基づきましたマンホール蓋の更新工事を、市内全域で施工している状況であります。

次に、産業振興であります。農業振興について、県内の令和6年産水稻の作柄概況——9月25日現在であります。10アール当たり予想収量が前年比25キログラム増の537キログラム、作況指数は98となっており、昨年に続きやや不良となる見込みであります。当地域を含む中越地区の予想収量が530キログラムで、作況指数は99と見込まれています。品質面では、市内JAの集計によるコシヒカリの1等米比率が、10月末現在で81.5%となっており、著しく品質が低下した昨年産米に比べまして大幅に改善しています。しかし、梅雨入り後に高温・多雨——雨が多かったということが続きまして、これに加えてなかなか日照が低かった。低日照により茎が必要以上に細長くなる徒長が発生して倒伏を余儀なくされたということから、くず米の量が昨年より多いという傾向になっております。

災害復旧について申し上げますと、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に起因している畦畔——あぜのことですが——畦畔崩壊などの農地災害が吉里地区をはじめ市内5か所で発生しております。国による災害査定を受検後、この復旧工事に着手しておりますが、来春の作付には支障がない状況であろうかと思っております。

道の駅南魚沼の再整備事業について、基本設計業務の基本設計者を選定し、現在の道の駅における課題の解決のみではなくて、にぎわい創出のアイデアなどについて現在協議を進めているところであります。

イノベーション推進事業については、9月28日に事業創発拠点MUSUBI-BAで松井利夫産業育成支援特別顧問から起業・経営に必要な心構えやリスク管理について、ご本人か

ら大変すばらしいご講演をいただきました。また、12月6日に昨年度に引き続き東京渋谷QWSにおいて、市内の起業家、また首都圏の企業や行政の関係者などがつながることを目的としましたMinamiuonuma Startup Dayを開催し、大変好評を得たところでもあります。

次に、行財政改革・市民参画です。防災体制の強化について、新潟県と共催で10月20日に大和中学校周辺を会場として、新潟県・南魚沼市総合防災訓練を実施しました。新潟県及び南魚沼市と災害協定を締結している各種の団体からの多く出展いただいたことに加え、地域住民、また避難訓練や避難所設置訓練などをみんなで実施しまして、一般参加者を含め約2,000人から参加をいただいたところでもあります。非常に大きな成果があったものと考えております。

防災ラジオの難聴対策がありました。令和5年度から進めておりましたFMゆきぐにの五十沢地区の中継局設置工事が8月28日に完了しました。地域全域で電波状況が改善されました。引き続き、緊急時の情報伝達手段の一つである防災ラジオの普及を推進してまいります。

DX——デジタルトランスフォーメーションの推進については、様々な行政情報、市民サービスを提供する支援アプリの入口となる自治体ポータルアプリ「南魚沼市住民総合ポータル」の運用を10月に開始をしたところです。現在、子育て支援の分野では、母子健康手帳アプリ「おやこ手帳」や、保育園の登降園などを支援するアプリ「ハグノート」のサービスを運用しています。また、今年度中に、乳幼児予防接種のデジタル予診票や緊急情報をお知らせする「プッシュ通知」サービスなどを開始する予定であります。

人権尊重のまちづくりの推進については、12月7日に市制施行20周年記念事業の一環として、島崎藤村原作の映画「破戒」の上映会を開催しました。また、人権教育・啓発推進計画の来年度の計画策定に向けた基礎資料とするため、市民の皆さん2,000人を対象としたアンケート調査を実施しているところでもあります。

効率的・効果的な行財政運営について、将来的な政策課題を庁内の横断的なプロジェクトチームにより検討する南魚沼プロジェクト・ファイブの報告会を10月24日に開催し、取組状況、また今後の方針などを共有したところでもあります。

協働のまちづくりについては、10月1日から新たに地域おこし協力隊員として1名を任命し、大和地域の東地区地域づくり協議会に派遣しております。地域イベントの企画運営や地域活性化に関する活動を進めております。

定住促進を目的に実施しております中学生高校生の地域探求促進事業YouKeyプロジェクトであります。11月10日に事業創発拠点MUSUBI-BAで地元中・高生30人、大学生のメンターさんたちが15人、総勢で45人が参加し、全14回の活動を踏まえました最終発表会を行ったところです。参加した学生に対しては、アドバイザーである新潟大学の先生方から講評をいただきまして、将来に向けての動機づけの場となったかと思っております。

ふるさと納税の推進であります。9月27日に大阪市の大阪城迎賓館、11月1日に東京都千代田区の神田明神・明神会館でふるさと応援隊感謝祭を開催しました。大阪では2回目、

東京では3か年連続であります。この感謝祭は昨年度に続き、日頃南魚沼市を応援いただいている応援隊の中から抽選で選ばせていただいた方、また南魚沼首都圏会役員の方にもご参加いただきまして実施しました。多彩なゲストによるトークイベントなどを交えまして南魚沼の食材やお酒を味わっていただくことができまして、大変好評のうちに終えることができました。

ちょっと数字が変わっておりますので、メモをよろしく申し上げます。令和6年度のふるさと納税寄附金については、12月8日現在で申し上げます。件数が13万1,578件で、ご寄附額が48億5,686万7,000円になっております。

市制施行20周年記念事業につきましては、9月29日に記念式典を開催しました。二部ではバイオリンリサイタルのすばらしい演奏とともに市制施行20周年をお祝いすることができました。また、10月26日にはシティプロモーション——これもこの一環であります、八色の森公園において「おにぎり&ミュージックフェス」を開催しました。約4,000人の参加がありました。おにぎりのおいしさ、また音楽を楽しむ笑顔が多く見られ大盛況となったものと思っております。市内外へ南魚沼市のよさをPRできたものと感じているところであります。

令和6年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、今定例会で報告いたします。10月1日に専決処分といたしました。衆議院総選挙について、10月8日解散、10月15日公示、10月27日投票の日程が9月30日に示されたことから、入場券の印刷やポスター掲示場の設置など早急に準備を進めなければいけないことから専決処分としたものであります。この後につきましては、提案理由等で説明させていただきます。

今定例会に一般会計補正予算（第4号）を提出いたしました。主な内容は概要に記載の項目のとおりであります。詳細につきましては、議案の提案理由の中でご紹介いたしますので、よろしく願いいたします。

結びといたしまして、11月28日から市長として3期目の任期が始まりました。引き続き市政を担わせていただくことになりました。これまでの8年間のうち、特に2期目につきましては、ほとんどがコロナ禍ということもありました。多くの市民の皆さん、また企業、そして医療関係者の皆様のご協力によりまして、困難を乗り越えることができたものと考えております。また、その間は思うように進めることができない事業も数多くありまして、もどかしく感じることもありましたが、本当にいろいろな意味の支えの中で、ふるさと納税の推進、また医療の再々編などの大きな課題に取り組むことができ、一定の成果を出すところまでは見込めたものと考えております。

市政には、人口減少をはじめとする多くの課題が常に山積していますが、公約として掲げました事業はもちろん「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとに」という初心を忘れることなく、まずはここに住む全ての市民の皆様が安心して生活していただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。激動する世界の中でありまして、あらゆる機会を捉えて南魚沼市を力強く発信していきたいと考えております。

議員各位をはじめ、多くの方々からも格段のご支援をいただきますよう伏してお願いを申し上げます。所信表明とさせていただきます。ご清聴いただきましてありがとうございます。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第6号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果について報告いたします。

期日は令和6年11月29日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、12月定例会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和6年12月南魚沼市議会定例会の運営について、請願及び陳情についてであります。請願第2号は社会厚生委員会に、請願第3号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。閉会中の議会運営委員会の開催につきましては、従来どおり申し出ることといたしました。

続きまして、期日、令和6年12月6日に議会運営委員会を開催いたしました。出席委員数は6名出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和6年12月南魚沼市議会定例会の付議事件の取下げについて、議事日程の変更についてを調査いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・鈴木一君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○鈴木総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

調査事項につきましては、1、部活動の地域移行の現状と課題について。2、豪雨災害に備えた防災・減災体制の現状と課題について。3、地域づくり協議会の役割と現状、今後の方向性についてであります。

調査の状況です。期日は令和6年10月16日、委員の出席状況は全員出席です。議長からも出席をいただきました。

調査の内容として、執行部の出席を求め、事務調査を行いました。

質疑等、説明等につきましては、これ以降の内容が全て網羅されておりますので、ここでは省略させていただきます。一読いただいたものと思っています。

以上です。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・永井拓三君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○永井産業建設委員長 続きまして、産業建設委員会の報告を行います。

調査の期日は令和6年10月24日、委員の出席状況は出席7名、全員でございました。議長からも出席をいただいております。

調査の内容は1、市民バスについて。2、農業の渇水状況について。3、道の駅南魚沼再整備事業基本構想の進捗状況について。執行部から建設部長、産業振興部長、都市計画課長、農林課長、商工観光課長からの出席を求めて、事務調査を行いました。

調査内容及び各委員からの質問等に関しては、事前に配付した資料のとおりであります。

以上です。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 はい……（何事か叫ぶ者あり）そうだな、失礼しました。ありません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

期日は令和6年10月15日火曜日、委員の出席は7名全員でございます。議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。

今回の調査項目は、南魚沼市医療の再々編について、新ごみ処理施設の進捗状況について、子ども・子育て支援事業計画についての3項目でございました。配付資料に基づきご報告を申し上げます。

まず、調査事項1、南魚沼市医療の再々編についてでございます。ゆきぐに大和病院の診療所化に向けて、令和6年7月で南魚沼市民病院は4床増床し、各病棟の機能再編や在宅重

視の病院運営を駆使し、入院機能の集約を図ってきました。

南魚沼市民病院における大和地域の入院患者数の推移を見ますと、入院患者全体の中で18%程度まで大和地域の入院患者が増えてきております。加えて、ゆきぐに大和病院での単一の治療パターンではなく、患者の病態に応じてそれぞれ病棟で対応しております。

外来の体制については、令和6年11月から診療所になっても病院のときと遜色ない形で整えております。また、新たな取組としまして、薬剤師によるまちの保健室をスタートする予定です。

訪問診療については、従来どおり約60人を手分けして実施している。加えて、八色園、雪椿の里の2つの特別養護老人ホームの健康管理も定期的に行う。ゆきぐに大和訪問看護ステーションについては、看護師は市民病院と同じ規模で24時間体制とし、現在の利用実人数としては約60人に対応している。今後は南魚沼市民病院との連携により、ゆきぐに大和訪問看護ステーションの支援で在宅療養が増えていくと思われる。

ゆきぐに大和ホームケアステーションについては、ゆきぐに大和訪問看護ステーションと同様に南魚沼市民病院と同じ陣容で行う予定である。介護支援専門員3人のうち非常勤1人であるが、常勤に変更する予定であり、在宅を重視する方向性であります。その中で各担当による住民説明会を実施し、住民は大和地域包括医療センターの内容に理解を示しており、まちの保健室への具体的な期待や要望、またゆきぐに大和訪問看護ステーションの具体的な使い方などのポジティブな質問があったと報告がありました。

現在、南魚沼市民病院では令和6年10月に入り、病棟によっては100%を超える稼働率の日が続いており、救急患者の入院ベッドの確保は非常に重要であり、空きベッドがないと断らなければならない。また、男女で部屋を分ける関係もあり、救急外来と病棟の受入れが非常に切羽詰まった状態になっている。構造的に大幅な増床は無理だが、12月定例会に向けて、在宅を支援するためにも若干の増床について検討しているところである。

新健診施設等建設事業の進捗状況については順調に進んでおり、9月10日に周知用のバナーを設置し、市民への告知も始めた。

新駐車場については、造成工事が8月9日におおむね完了し、12月中旬から下旬までには揚水試験まで終わらせる予定で進んでいる。

続いて、訪問介護事業の状況についてであります。2つの事業所が廃止したことから、南魚沼市民病院内の訪問介護事業所に対応することとした。必要最小人数である3人で10月1日から提供を開始している。当面は月曜から金曜までの日中にサービスを提供する体制である。

また、以前に昭和大学整形外科石内診療所があった場所に、新たに仮称南魚沼市民病院附属石内丸山スキー診療所を冬季シーズンで開設する。医師は昭和大学医学部整形外科学講座から診療所と市民病院にそれぞれ1名ずつの計2名の医師を配置してもらえる予定で、看護師は2人の雇用を予定している。放射線技師は昭和大学と協議中である。

以上、南魚沼市医療の再々編について執行部から説明を受けた後に質疑に入りました。質

疑は記載されたとおりでございますのでご覧ください。

次に、調査項目 2、新ごみ処理施設の進捗状況についてであります。新ごみ処理施設建設は令和 13 年度の供用開始に向けて進んでおります。基本計画からの主な変更箇所については、施設規模設定の基準となる年間稼働日数が環境省の通達により年 280 日から年 290 日に変更された。稼働日が増えたことで、1 日当たり 93 トンの計算だったのが、1 日当たり 86 トンと 7 トンほど減となり、計画規模が縮小になりました。その他もろもろについては記載のとおりでございます。

管理事務所移転については、新ごみ処理施設建設の本格化に加え、現施設の適正な管理継続のため、現可燃ごみ処理施設に隣接する私有地に事務所を建設し、移転することとした。今後、補正予算の計上と令和 7 年度前半の移転を予定している。

以上、新ごみ処理施設の進捗状況について執行部から説明を受けた後に質疑に入りました。質疑については掲載されておりますのでご覧ください。

最後に、調査項目 3、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。現在、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、第 2 期計画を見ながらニーズ調査などの分析を進めている状況であります。

ニーズ調査の結果は現在精査中ではありますが、一部報告いたします。家族の状況は同居の親族のいる割合が低くなってきており、核家族化がさらに進行している状況が読み取れる。保護者の就労の状況は祖父母と同居の割合が減っているにもかかわらず、フルタイムの就労の割合が増加していることから考えられる要因としては、保育の受入れ体制が整備されていること。また、産休・育休などの育児支援の制度化に取り組む企業が増加していること。さらに将来的に子育てに費用がかかるということで、キャリアを継続することを望む保護者が増えているのではないかと考えている。

世帯の生活状況は、就学前児童のいる世帯も小学生のいる世帯も、ともに貯蓄ができている割合が約 40%、赤字であると答えている割合が約十七、八%でありました。

その他のニーズ調査結果の内容も精査しながら、第 3 期の計画を担当課で作成し、子ども・子育て会議へ意見聴取をして、令和 7 年 1 月にパブリックコメントを行う予定である。パブリックコメントの内容を含めて改めて精査し、令和 7 年 3 月の子ども・子育て会議にて正式に決定した後に公表するスケジュールを考えている。

以上、子ども・子育て支援事業計画について執行部から説明を受けた後に質疑に入りました。質疑については記載してあるとおりでございます。

その他において、市民生活部長から国民健康保険における保険料水準統一についての報告がありました。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ確認といえますか、これらも含めて委員会の経過をお聞きしたい

のですけれども、まず経過は分かりましたし、資料を見ますと、令和5年4月策定のスケジュールに基づいて進められるということで、ここの部分だけ見ると安心なのですが…すみません、新ごみ処理場の施設です。令和13年度の供用開始に向けてスケジュールに沿って進めているということで安心なのですが、一つ、私のところだけかもしれませんが、まだ地元合意が取られていないとかというような話もときどき聞くことがあるのですが、そこら辺の話があったのか。そこら辺が一番基本的なところだと思うので、そこら辺の話があったかどうかということと、そういうことであれば、魚沼市の建設計画との調整といたしますか、供用開始が合わないとお和地域も非常に困る事態になるのですが、その辺も併せて地元合意がまだというところが、私だけの勘違いとか、そういう情報だけなのか。もしくは委員会の中でそういう話があったのかというところを、あったらどんなことだったのかということをお聞きしたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 今ほどの質問に関してですが、委員会においては令和6年3月に第4回三集落協議会を行い、事業の進捗状況や今後の事業予定等説明をされたということで、それ以上の説明はございませんでした。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 議会改革特別委員長・小澤実君の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○小澤議会改革特別委員長 おはようございます。続きまして、議会改革特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、令和4年2月28日に委員会が設置されまして、今までに令和4年12月定例会で1回報告しております。そしてまた令和6年3月定例会でも報告を行いました。

今回は令和6年2月から令和6年11月までを報告いたします。2月からは主に基本条例の制定に向け、本12月定例会で発議できるように7回の委員会を開催してまいりました。また、逐次会派に持ち帰り協議をしていただいております。そしてまた、正副議長からも出席いただきまして、意見をいただいております。

タブレットにつきましては、事の進展があった都度、事務局から報告をいただいております。最終的には11月の委員会で主要事業検討会議が執行部のほうでなされまして、結果、議会先行で導入することになりました。令和7年度予算要求は1款の議会費に計上することとしております。

今後、議会改革特別委員会の方向としては、議会基本条例の協議の中で出てきた現状の課題、意見を洗い直した中で、令和7年9月定例会に何らかのそれに対する提言ができるように取組を進めてまいります。

以上、報告といたします。

○議長 長 議会改革特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 議員定数調査特別委員長・関常幸君の報告を求めます。

議員定数調査特別委員長。

○関議員定数調査特別委員長 おはようございます。それでは、議員定数調査特別委員会の報告を行います。

本委員会は、令和6年3月21日に委員会を設置し、計8回の委員会を開催しております。3ページのところにありますように、第6回までの特別委員会は9月定例会で報告してありますので、その後の7回、8回の概要を報告したいと思います。

期日につきましては10月1日、委員の出席状況は7名全員、議長からも出席いただきました。調査の内容でありますけれども、会派で最終的に議論した意見について報告をいただきました。会派では現状維持と定数減で意見が割れているが、委員の意見で可とする会派。現状維持の会派が2会派、定数を減とする会派が2会派ということであり、前回と大きな変更はありませんでした。会派に対する意見等もありませんでした。

そして、委員会としてどのような結論の出し方について協議を行いました。一番多かった意見である現状維持について、討論、採択を行うということで決定いたしました。起立採決の結果、賛成多数で議員定数は現状維持とすることを決定いたしました。委員1名から少数意見の留保について申出があり、賛成者1名の確認ができましたため、少数意見報告書の委員長経由で議長に提出することを求めました。

第8回の調査特別委員会は10月18日に行いました。委員全員の出席であります。議長からも出席いただきました。調査の内容につきましては、この報告書の内容について協議を行いました。以上が、8回の内容であります。

あと以下、4ページには調査の概要、その意見、ここについても前回の中で報告しておりますので詳細は説明いたしません、(1)では県内市議会の議員定数の状況、市議会議員一般選挙の状況、人口と産業構造が類似している自治体の状況、面積と産業構造が類似している自治体の状況、人口密度と産業構造が類似している自治体の状況などについて調査を行いました。内容についてはここに丸がありますし、資料として後段のほうに出しておりますので、皆さんもご覧になっていると思います。

それから、5ページの(2)に令和6年5月にアンケート調査を行いました。このことについても9月の定例会で報告しておりますので割愛いたします。

(3)につきましては、現状維持とする意見、それから削減とする意見、その他の意見ということでまとめてありますので、ご覧になっていると思います。

1 ページ目をご覧ください。中で報告いたしました、結果といたしましては、委員会として議員定数は現状維持とするということでありました。

以上であります。

○議 長 議員定数調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員定数調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 本件については、塩谷寿雄君から、会議規則第 108 条第 2 項の規定によって、少数意見報告書が提出されておりますので、少数意見の報告を求めます。

17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。少数意見の留保ということで発言させていただきま
す。

委員会では、多数決により現状維持というふうになりました。この後に発議が行われますけれども、人口減、また近隣自治体を見た中で、私は定数は削減したほうがいいという意見で、少数意見の留保を願ったところであります。

以上です。

○議 長 少数意見報告者に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、少数意見報告者に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、請願第 2 号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願を議題といたします。

請願第 2 号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、請願第 3 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、南魚沼市選挙管理委員及び補充員をそれぞれ4人選挙いたします。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

○議 長 選挙管理委員においては、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員候補者一覧表に記載の4人を指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました4人の方々が選挙管理委員に当選されました。

○議 長 次に、選挙管理委員補充員には、お手元に配付の南魚沼市選挙管理委員補充員候補者一覧表に記載の4人の方々を順位を付して指名いたします。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方々を順位を含め選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました4人の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議 長 日程第9、第17号報告 専決処分した事件の承認について（令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第17号報告であります。令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）につきまして、10月1日付で専決処分いたしましたのでご説明いたします。

本補正予算につきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、衆議院総選挙について10月8日解散、10月15日公示、10月27日投票の日程が9月30日に示されたということから、早急に準備を進めなければならないということから専決処分としたものです。

歳入につきましては、交付基準に基づく積み上げにより算出をしまして、歳出については選挙事務を執行するに当たり必要な経費をそれぞれ計上しまして、歳出が歳入を上回ることから、予備費で調整を行いました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2,800 万円を追加、総額を 440 億 2,997 万 7,000 円としたものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させます。よろしくご審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、令和 6 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、詳細を事項別明細書でご説明申し上げます。10 ページ、11 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。15 款 3 項 1 目総務費委託金。説明欄の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査交付金は、交付基準による総選挙及び国民審査に係る交付金の計上となります。

以上が歳入の補正内容です。

続きまして、12、13 ページをお願いいたします。3、歳出でございます。2 款総務費、4 項 3 目。説明欄 1 の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、投開票に係る人件費やポスター掲示場の取付け・取り外しの業務委託料など、必要な経費の計上となります。

令和 6 年 6 月の選挙管理委員会におきまして、令和 6 年 9 月 1 日以降の公示、告示される選挙から投票所を 58 か所から 36 か所、22 か所減にすることといたしました。一方、これに伴い移動期日前投票所を後山、辻又、栃窪、岩の下、清水の地区に設置することといたしました。

1 行目の投票・開票管理者等報酬は、投票所の減に伴う報酬の減と、移動期日前投票所の開設に伴う増を見込んだものでございます。3 行目の常勤職員手当等は、主に投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当となりますが、これも投票所の減を見込んで計上いたしました。これらの報酬や職員手当は令和 3 年度の前回の総選挙と比べ減額となり、ほかの項目につきましては前回とほぼ同じでございますが、郵送料や委託料などを増額しております。

また、投票所への移動手段を確保するため、今回から 75 歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、当日の投票所までの移動手段の支援として、下から 7 行目となりますが、タクシー運行委託料を計上しております。下から 2 行目の一般備品購入費（1 件 50 万円以上）は、国民審査の読み取り集計機を購入するためのもの。最後の行、一般備品購入費（1 件 50 万円未満）は、投票用紙の自動交付機を 6 台購入するためのものでございます。

14、15 ページをお願いいたします。14 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出の差額を調整するためのものでございます。

以上が歳出となります。

これで第 17 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 点伺います。13 ページ、タクシー運行委託料ですが、これは投票所が減ったことによる新たな取組であり、新しい項目でありますので、もう少し詳しく伺いたいと思います。この利用の人数はどうだったのか、その利用状況です。それと地域での差があったのか、なかったのか、その辺についても結果を伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 実績となりますけれども、タクシー運行委託料で利用した方の人数につきましては、4 件の申込みがあり、5 人の利用となっております。ですので、質問にございました地域別な差があったのかどうかということまでは検証できておりません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 投票所の減をしたというのはある意味仕方ない点なのかという思いがあるのですけれども、投票所を減にして新しくこちらにいらっしゃいとかいうのがあったわけですね。そういうところでちょっと混乱があって、例えば、本来であればこのほうが近いのに、何であちらのほうに行かなければいけないのかという声が私のところに聞こえてきたのもあるのですけれども、そういうのも少し見直ししたりとか、あと選挙看板やったりとか、それがまず選挙の投票所の部分が 1 点。

それをタクシーで私が桁を間違えているのか、280 万円の中で 5 人利用ということになると 1 人 50 万円かかったという、これがちょっと分からないので、それであれば移動の投票所をもっと使っていくほうが経費的にはいいのかと反省している点があるのかという思いがあるのですが、そこをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 選挙管理委員会で決定した選挙投票所の区割りでございますので、これをこの後、変更するのかどうかということにつきましては、また選挙の結果を踏まえて、市民の方々のご意見をいただきながら検討したいと思っております。

また、タクシーの運行委託料につきましては、これは予算計上でございますので、実績は 4 件 5 人の利用ということなので、予算の組み立てはおよそ 500 人の方がいらっしゃって、それが大体タクシーで往復すれば 5,000 円程度かかるだろうということでこの予算を計上しています。実績に基づきまして、決算ではこの金額は減額されるというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 同じくタクシーのところでいきますけれども、予想よりはかなり少なかったのだろうと思っています。タクシーを使うくらいなら行かなくてもいいかというような、年配の方はやはりそういう思いがあるのではないかと思います。決算ではないのですけれども、今後、決算前にまた選挙等々がありますので、そういう考えを改めて聞くような考

え方を——今回やってみて、もう実数を把握しているわけなので、その点どうなのかと思っています。

今ほど言ったように投票所が減ったことによって投票率が下がっているのも事実なので、ここ2回、今衆議院選、市長選とありましたけれども、そういう考えについて、執行部としてどういうふうに考えているかということをお聞かせいただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 タクシーの利用につきましては、最初の第1回目ということでございましたので、周知不足の面もあったかと思っています。これらにつきましては、いま一度選挙のたびに市民の方々に丁寧にご説明させていただいて、利用促進を図ってまいりたいと思っておりますし、一方で、始めた移動期日前投票所の利用人数は51人でしたけれども、各地区の方でここに来ていただいた方には「本当に自分の足で投票できてよかった」という声を多く聞いています。タクシーの利用につきましてもそのような思いになるように、市民の方々に丁寧に説明していきたいと思っております。

また、議員のほうから投票所の減によって投票率が下がっているとお話がございましたけれども、一概にそれだけによって投票率が下がったのかどうかについては検証できておりませんので、よろしくをお願いします。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 タクシーを使うにも非常に面倒なシステムだと思いますので、もっと簡単なシステムにしないと、周知というよりはもっと電話一本で行けるというか、それを確認したりいろいろなやり取りがあると思いますので、その辺をやはり踏まえて考えていくべきだと思いますけれども、その辺の考え方を教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 タクシーをご利用される方につきましては、一度お申込みをいただければ、次の選挙からは、こちらからプッシュ通知といたしますか、自動的に利用券を送らせていただきたいと思っておりますので、そのような利便性をこれからも図ってまいりたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第17号報告 専決処分した事件の承認について（令和6

年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第17号報告は原案のとおり承認されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時10分といたします。

〔午前10時52分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時09分〕

○議 長 日程第10、第86号議案 令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第86号議案、令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、歳出では、衛生費で医療の再々編によるゆきぐに大和病院の無床化に伴う収支不足として、病院事業への負担金を計上しました。また、新年度に旧し尿処理施設とともに現在の環境衛生センター管理事務棟が解体されることから、近接地に新たに事務室を整備するために必要な経費を計上しました。

土木費では、国の令和6年度補正予算に伴い、道路橋りょう費で総額2億2,030万円（当日発言訂正あり）を計上しました。

教育費では、スキーに親んでもらうきっかけづくりとして、スキー場リフト券購入に対して市民割引を行うために必要な経費を計上しました。

歳入では、国庫補助金では、国の補正などに伴い、社会資本整備総合交付金など道路関連補助金に総額1億2,433万円を計上しました。

医療の再々編に必要な経費として病院事業へ繰り出す財源は、合併振興基金の繰入れで対応することとし、2億円を計上しました。

市債では、道路関連事業のほか各種事業に充当する財源として、総額1億1,280万円を計上しました。

収支差額につきましては、財政調整基金を繰り入れて対応することとし、1億7,400万円を計上しました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ7億3,342万9,000円を追加し、総額を447億6,340万6,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させます。よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第86号議案につきまして詳細をご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、14、15 ページ、2 の歳入をご覧ください。

最初の表、2 款 3 項 1 目森林環境譲与税は、後期の交付額を前期の交付額と同額と見込み、当初予算との差額分を増額するものでございます。

2 番目の表、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費国庫負担金。説明欄 1 行目の障がい者自立支援給付費国庫負担金は、介護給付費の増額によるものでございます。2 行目の障がい者医療費国庫負担金は、更生医療給付費の増額によるもの。3 行目の障がい児入所給付費等及び障がい児入所医療費等国庫負担金は、施設の利用者増に伴う事業費の増額によるものでございます。

2 節児童福祉費国庫負担金。説明欄の児童手当国庫負担金は、制度改正に伴う児童手当の支給額の増加に伴うものでございます。

次の表、14 款 2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費国庫補助金。説明欄の障がい者自立支援給付支払等システム事業国庫補助金は、システム改修に係る 2 分の 1 の補助でございます。

2 節児童福祉費国庫補助金。説明欄の子ども・子育て支援交付金は、その下の母子保健衛生費国庫補助金が国 2 分の 1 の補助であるのに対し、国 3 分の 1 と合わせて県からも 3 分の 1 が交付され有利になるため変更するものでございます。

1 段飛びまして、表の 3 段目、5 目土木費国庫補助金。説明欄に記載の交付金と補助金は、いずれも国の補正に関連した追加分で、令和 7 年度事業の前倒し実施に係るものでございます。内容は歳出でご説明いたします。

4 段目、7 目教育費国庫補助金。説明欄、学校教育設備整備費等補助金（理科教育等設備）は、国の追加内示により理科教育備品の整備に充てるものです。

最後の表、15 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費県負担金。説明欄の 1 行目と 2 行目の負担金は、2 つ上の表の社会福祉費国庫負担金と同じ理由により増額をするものです。3 行目の保険基盤安定県負担金（後期・保険料軽減分）は、額の確定に伴う減額でございます。4 行目の障がい児入所給付費等及び障がい児入所医療費等県費負担金も、2 つ上の表の社会福祉費国庫負担金と同じく、施設の利用者増などに伴う事業費の増額によるもので、金額は次の 16 ページ、17 ページの説明欄のとおりでございます。

2 節児童福祉費県負担金。説明欄、児童手当県負担金は、児童手当の支給額について、国の負担が増加することから、地方の負担額を再計算し減額するものです。

2 番目の表、15 款 2 項県補助金、1 段目、2 目民生費県補助金。説明欄の新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金は、前のページの児童福祉費国庫補助金で説明したとおり補助金を変更したことにより県からも 3 分の 1 の補助があるものでございます。

2 段目、3 目衛生費県補助金。説明欄、不妊・不育症治療費助成事業補助金は、事業費の増額によるものです。

3 段目、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費県補助金。説明欄の青年就農支援事業補

助金は、経営開始資金の新規申請によるものです。

2節林業費県補助金。説明欄の県単農林水産業総合振興事業補助金は、南魚沼森林組合の高性能林業機械——これはグラップル付バックホウと呼ばれるものでございますが、こちらの購入に係るもので、事業費の確定に伴う減額です。

4段目、7目教育費県補助金。説明欄の新潟県市町村プログラミング体験教室開催等促進補助金は、プログラミング体験教室の運営委託に係るもので、補助があることが判明したため申請をするものでございます。歳出は当初予算に計上済みのため今回の補正はございません。

次の表、15款3項1目総務費委託金は、全国家計構造調査の交付金額の確定による増額でございます。

最後の表、17款1項寄附金、1目一般寄附金は、記載の団体からの寄附金となります。

2段目、2目指定寄附金は、2社からの企業版ふるさと納税による寄附金でございます。

18、19ページをお願いします。最初の表、18款2項基金繰入金。1段目、1目財政調整基金繰入金は、財源調整によるものでございます。

2段目、3目合併振興基金繰入金は、病院事業会計への出資に対する財源とするものでございます。

3段目、7目ふるさと応援活用基金繰入金は、道の駅の再整備や、学校のトイレ改修など事業の追加によるものです。

4段目、8目人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金は、雪資源活用事業に対する財源とするものです。

次の表、20款4項受託事業収入は、湯沢町からの受託事業収入で、説明欄、下から5行目の広域ごみ処理施設建設受託事業収入は、歳出でも説明をする仮設事務所に係る湯沢町の負担分の追加です。ほかの項目につきましては、それぞれの事業の令和5年度分の事業費確定に伴う精算となります。

最後の表、20款5項2目雑入。説明欄、交通災害共済事務費交付金は、交通災害共済の加入はがきを県内一律に世帯への郵送とすることに伴い、市町村が支払う郵送料に対して新潟県市町村総合事務組合から交付されるものです。2行目の新潟県市町村振興協会宝くじ基金交付金は、令和2年度から令和5年度まで新潟県自治会館の改修費に充てられ、市町村への交付が休止されておりましたが、令和6年度から再開される通知があったため計上するものでございます。

20、21ページをお願いします。21款1項市債、2目衛生債。説明欄、上水道事業一般会計出資事業債は、藤原配水池の水質安全対策に係る水道事業への出資金となります。

2段目、3目農林水産業債。説明欄、緊急自然災害防止対策事業債は、林道高石中ノ又線の改良に係るものです。

3段目、4目土木債。説明欄、地方道路交付金事業債は、社会資本整備総合交付金などの国の補正に関連した追加分で、前倒しで実施する事業に対する起債の増となります。

4 段目、6 目教育債。説明欄、学校教育施設等整備事業債は、六日町小学校のトイレ改修の設計業務に係るものです。

以上が、歳入の補正内容となります。

続きまして、22、23 ページをご覧ください。3 の歳出でございます。最初の表、2 款 1 項 総務管理費、1 目一般管理費。説明欄 2 の行政共回事務費、1 行目、職員旅費は、公務が増加しており予算不足が見込まれるため増額をするものでございます。2 行目の郵送料は、10 月からの郵便料金の値上げに伴う不足見込みを増額するものです。

2 段目、4 目車両集中管理費。説明欄 1 の車両管理一般経費は、車両の修繕料の不足見込みを増額するものです。

3 段目、7 目企画費。説明欄 1 の企画一般経費は、歳入の補正にあった企業版ふるさと納税 2,020 万円のうち 20 万円を当年度事業に充当し、2,000 万円を企業版ふるさと納税基金へ積み立てるもので、この後、第 91 号議案により基金についての条例制定をお諮りするものでございます。

2 の総合計画事業費は、第 3 次総合計画の策定に向けて、素案作成の支援に関する経費を計上するものです。

16 の少子化対策支援事業費は、県が実施しているハートマッチにいがたへの登録費の補助金で、当初予算 5 件分に対して既に申込みが埋まり、今後の申込みも見込まれることから 9 件分を追加するものです。

4 段目、9 目バス運行対策費は、湯沢町の受託事業の清算に伴う財源の更正で、特別支援学校のスクールバスに係る経費の清算によるものです。なお、これ以降の款項目でも、湯沢町との受託事業の清算に伴う財源の更正が出てまいります。内容の説明は省略させていただきます。

次の表、2 款 2 項 2 目賦課徴収費。説明欄 2 の賦課徴収管理費は、会計年度任用職員の時間外勤務手当分の不足が見込まれることから増額するものです。

最後の表、2 款 5 項 1 目統計調査総務費。説明欄 2 の各種統計調査費は、統計調査に係る国の交付金確定により、記載の項目で過不足額を調整するものです。

24、25 ページをお願いします。最初の表、2 款 7 項 1 目交通安全対策費。説明欄 2 の交通安全対策費は、交通災害共済の加入はがきについて、県内一律に、各自治体から世帯に郵送する方式としたため、郵送代を増額するものです。歳入の雑入の補正のとおり、新潟県市町村総合事務組合から事務費交付金が交付されるものです。

次の表、3 款 1 項社会福祉費、2 目心身障がい福祉費。説明欄 1 の心身障がい福祉一般経費は、就学前障がい児の発達支援の無償化対応のシステム改修に係るものです。

5 の障がい者自立支援事業費は、記載のそれぞれの項目において、上半期の実績から不足分が見込まれるため追加をするものでございます。

2 段目、3 目老人福祉費。説明欄 11 の後期高齢者医療対策費は、令和 6 年度負担額の確定による増額です。

12の後期高齢者医療対策費(特別会計繰出金)は、保険料軽減の額の確定に伴う減額です。

3段目、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、財源の更正となります。

最後の表、3款2項児童福祉費、1目子育て支援費(児童福祉総務費)。説明欄5の子ども医療費助成事業費は、医療費の増加により、不足が見込まれることから増額をするものです。

8の不妊治療医療費助成事業費は、治療が高額となる特定不妊治療の助成への申請が増加傾向であり、不足が見込まれることから追加をするものです。

2段目、2目児童措置費は、めくっていただきまして26、27ページとなります。説明欄2の児童手当支給事業費、1行目の各種団体補助金は、特別養護老人ホーム組合に対するシステム改修の補助金となります。2行目、児童手当費は、高校終了前まで児童手当の支給が拡充されたことに伴い、当初予算額に不足が見込まれることから増額するものでございます。国と地方の負担が変更になることから、前のページの財源内訳欄のとおり、財源についても更正をするものです。

4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、令和5年度実績に基づく返還金です。

2段目、3目児童福祉施設費。説明欄2の常設保育園保育費は、年度途中で新たに会計年度任用職員を任用したことに伴う不足額を追加するものです。

次の表、4款1項保健衛生費、表の1段目は、財源の更正です。

2段目、5目医療等対策費。説明欄2の病院事業対策費(事業会計等繰出金)は、病院事業への繰り出しで、ゆきぐに大和病院の無床化などに伴う収支不足分を負担するものでございます。

最後の表、4款2項1目環境衛生費。説明欄7の雪資源活用事業費、1行目、貯雪業務委託料は、来年度開催される大阪万博で実施するイベントに使用する雪を従来の方法とは別の方法により貯雪をしたいため、その費用として計上するものです。2行目、一般備品購入費(1件50万円以上)は、現在使用している中古の貯雪保存シートが劣化したことにより機能が低下していることから、新たに購入するものでございます。

2段目の2目斎場管理費は、財源の更正となります。

28、29ページをお願いします。最初の表、4款3項清掃費。表の1段目は、財源の更正。

2段目、3目し尿塵芥処理施設費。説明欄8の広域ごみ処理施設建設事業費は、現在の管理棟が来年度に解体されることに伴い、現施設の近接地に新たに事務所を整備するための経費の計上となります。1行目の削井工事費は、移転先の消雪用として削井を行うもの。2行目の施設移設等工事費は、洗車場の移築に係るもの。3行目の施設建築工事費は、管理事務所の建設工事、周辺の舗装工事、及び消雪パイプ敷設工事に係るもので、全額を繰越明許費として設定する予定としております。

次の表、4款4項1目上水道費。説明欄1の上水道事業対策費(事業会計繰出金)は、藤原配水池の水質安全対策に係る出資金でございます。

次の表、5款労働費は、財源の更正のみです。

最後の表、6款1項農業費。表の1段目は、財源の更正。

2 段目、3 目農業振興費。説明欄 2 の農業振興対策補助事業費は、青年就農支援事業の新規申請による不足分の計上です。

3 段目、4 目畜産業費。説明欄 1 の畜産振興費は、南魚沼広域有機センターの指定管理委託料で、売上げの減少や車両の修理が高額になったことにより、予算不足が見込まれることから増額するものです。

4 段目、6 目揚水設備管理費は、春先に渇水対策として緊急にポンプを稼働したことにより、電気料に不足が見込まれるため増額するものです。

30、31 ページをお願いします。2 番目の表、6 款 2 項林業費、2 目林業振興費。説明欄 3 の民有林保育事業費は、南魚沼森林組合が整備する機器整備に係る補助金で、事業費の確定により減額するもの。

2 段目、3 目林道事業費。説明欄 1 の林道維持管理費、1 行目、施設管理等委託料は、林道寺尾河原沢線の林道のり面に、崩壊を防ぐ大型土のうを設置するための経費です。2 行目の林道高石中ノ又線改良工事費は、災害復旧工事の途中で想定以上の被害が確認されたことから増工を行うものです。

3 の地方創生道整備事業費は、林道永松線でのボーリング調査の追加、林道ヤゴ平線での測量範囲が増加したことなどに伴う増額となります。

最後の表、7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費は、新たに発行するポイントカードの普及促進を図るため、広報周知に係る経費を補助するものです。

2 段目、3 目観光振興費。説明欄 2 の観光振興事業費は、地域おこし協力隊員の時間外勤務手当分が不足する見込みのため増額をするものです。

4 の山岳遭難対策事業費は、登山道への要望の高まりによりまして、遭難救助隊員の活動が増加し、報償費が不足することから追加するものです。

3 段目、4 目ふるさと応援活用基金事業費は、道の駅再整備事業で、基本設計者の提案内容への助言や全体スケジュールの管理など、アドバイザー業務を委託するものです。

32、33 ページをお願いいたします。最初の表、8 款 2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費。説明欄 2 の道路橋りょう一般経費は、認定外道路整備事業補助金について、今後の申請が見込まれないことから減額し、その下の 3 の道路台帳整備事業費で、法定外公共物調査譲与申請業務委託料を増額し、六日町地域を前倒しで実施したいものでございます。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費。説明欄 4 の消融雪施設維持管理事業費は、国の補正に伴う前倒しで、市道 3 路線の削井工事を行うものです。予定といたしましては、余川国道連絡線、塩沢西裏 5 号線、山崎新田水無原 1 号線を予定しております。全額繰越明許費を設定する予定としております。

3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費。説明欄 1 の道路新設改良事業費は、国の補正に伴う前倒し工事と既決予算の組替えで、1 行目、測量設計等委託料は、早川枝吉線の補償算定業務に係るもの。2 行目の道路台帳整備委託料は、庄之又農倉線に係るもの。3 行目、市道改良工事費は、市道 3 路線の改良に係るもので、予定といたしましては、宇津野川端線、庄

之又農倉線、上原藤原線を予定しております。4行目、物件補償費は、市道2路線の物件に係るもので、宇津野川端線と上原藤原線の予定でございます。これらも全額繰越明許費を設定する予定としております。

2の街路新設改良事業費は、市道新沖上線の第1期工事の完了により、残った予算をその上の道路新設改良事業費に組み替えるために減額をするものでございます。

次の表、9款消防費は、財源の更正のみです。

最後の表、10款1項1目教育委員会費。説明欄5の教育振興対策事業費は、小中学生の共通リフト券の購入補助金で、共通リフト券が2,000円値上げになることに伴い、保護者負担を据え置き、値上げ分を補助金に上乗せしたいため増額をするものです。

6の教育課程特例校事業費は、1名のALTが退職見込みのため、引継ぎ期間を設けて年度内に新たに1名を任用したいことから、不足見込額を計上したものでございます。

34、35ページをお願いします。2番目の表、10款2項2目小学校教育運営費。説明欄1の小学校管理一般経費は、修繕料の不足見込み分を計上したものでございます。

5の理科教育振興費は、国庫補助金の追加内示により必要な理科教育の教材を購入するものです。

2段目、4目ふるさと応援活用基金事業費は、六日町小学校のトイレ改修を令和7年度の夏休み期間に行いたいことから、今年度に前倒しして設計業務を行いたいものでございます。

次の表、10款5項社会教育費は、県の補助金が見込めることとなったため財源を更正するものです。

最後の表、10款6項保健体育費、1目保健体育総務費。説明欄3のスポーツ推進一般管理費は、市民から健康づくりやスキーに親しんでもらうきっかけづくりとして、スキーリフト券の購入について健康ポイント付きの市民割引を行いたいもので、補助金のほか割引券の印刷費や補助金を計上したものでございます。

2段目、3目学校給食費は、学校給食センターの消耗品費の不足見込み分を計上するものでございます。

36、37ページをお願いします。14款1項1目予備費は、歳入歳出差額の調整となります。

なお、9月定例会以降の予備費充用額につきましては、11月29日までで、四十日地内の雁行揚水ポンプ場及び余川地内の余川第二ポンプ場の修繕に84万7,000円など、4件、106万円となっております。

以上が、歳出の補正内容です。

7ページをお願いいたします。第2表は繰越明許費補正です。1段目、通学バス等運行事業費については、スクールバスの年度内の納入が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

2段目、3段目、4段目については、歳出で説明した事業について年度内に完了しない見込みであることから、それぞれ全額を繰越明許費とするものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。表の1段目、内部情報系

システム更新事業は、令和8年3月から5年間使用する新システムに移行するにあたりまして、令和6年度中に契約等の準備を進めたいため、新規に設定するものです。

2段目、通学バス運行事業については、年間契約のスクールバスの業務委託には特例がございまして、運行開始の1か月前までに運行計画を陸運局に届け出ることによりまして、契約額を3割程度抑えることができるため、令和7年度の業務委託を、債務負担行為により令和7年2月中の入札としたいものでございます。

3段目、南魚沼市給付型奨学金（令和6年度募集分）につきましては、令和7年度に進学する対象生徒に対して、令和6年度中に決定通知を通知し、入学準備奨学資金を支給したいためでございます。

9ページをお願いいたします。第4表は地方債補正となります。歳入の市債で説明した4つの起債で事業費の変更や対象事業の追加などがありましたので、表の最下段のとおり、補正前の限度額から1億1,280万円を増額し、合計を37億3,870万円としたいものでございます。

以上で、第86号議案の説明を終わります。

○議 長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 すみませんでした、大変貴重な時間を。私が先ほど提案理由の説明で少し間違いがありまして、訂正させてください。土木費で国の令和6年度補正予算に伴い、道路橋りょう費で総額2億8,030万円と申し上げてしまいましたが、実際は総額2億2,030万円が正しいということですので、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 27ページ、2点なのですけれども、1点目は27ページの雪資源の利活用。これは万博に雪を持っていくということで、確か当初予算のときにもその話はされていたと思うのですけれども、今回改めて、いつもと異なるということで、その異なることが万博に持っていくことに意味があるのか。万国博覧会で展示したり何かするのにすごく主張すべき技術が詰まっているとか、そういったところであるのか。いつもの方法では駄目だったのか、その点の説明をお願いします。

もう一つが、35ページ。スポーツ推進のポイントの件ですけれども、これは健康ポイントをためた人がスキーの割引券とポイントを交換できると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 雪資源の雪の異なる保管方法についてです。万博はほぼ真夏に近いような時期に行われるのですが、関西のほうです。そこまで電車を使って運ぶ予定にしていますが、今までのやり方もそうなのですけれども、こちらで山を崩した雪をフレコンバッグに詰めて、そして該当地に運んでイベント等で使うということをやってまいりましたが、皆さん

がご承知のとおり、その時期に雪をいじると非常に消えやすいのです。やはり気温の高い時期に雪をいじるととても消えやすく、実質的な使える部分が目減りするということもありまして、今回新たな方法でやってみたいというのは、3月に雪山を築くその時点でフレコンバッグに詰めて、雪山の下に入れて保管しておけばいじらずに持っていけるので、それだけ効率がよくなるのではないかということで、それを新たな方法として取り組んでみたいという内容になっています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目、お答えします。本来は10款ですけれども、主旨的なものを私のほうからご説明したいと思います。市民のスキーリフト割引券についてですけれども、従前から商工観光課、あと学校教育課のほうを担当して、スキー場協議会のほうから共通リフト券をお出しいただいているのですが、声としてあるのは、やはりこの2年くらいコロナ禍が明けてから、共通リフト券、あとリフト券が非常に値上がりしています。その中でお声をいただくのは、小中学生については安く買えるのですけれども、その保護者についてはそれほど回数に行く暇はないけれども、実際にはやはり子供を連れて行きたい、かといって共通リフト券を購入するには高い。あとはやはり通常一日券を購入しても高いし、なかなか行けないというお話の声があります。

もう一点は、高齢者等の方も今スキー場に行っているインバウンドだったり市外のお客さんは増えていますが、市民の方々がなかなか行く機会がないことがあります。やはりそこを考えたときに、1点は、やはり市民の方が冬の健康増進だったり、スポーツをする機会が減っているので、保護者からいろいろなお声をいただいたので、それを含めた中で、市民の割引券の補助を行おうということが1点あります。

健康ポイントについてですけれども、それもやはり今回のこの話については担当している商工観光課、学校教育課、それから保健課との中で話がありまして、やはり健康ポイントも行くことによって、実際運動することによってポイントが付与されますけれども、それもこの中に組み入れることによって健康ポイントの利用促進にもつながるし、そこにも努めていきたいということがあります。健康ポイントのみが使えるということではないですけれども、できればこれを利用することを契機に健康ポイントの参加もしていただければということも狙ってという形になります。健康ポイント——保健課側、それから市民のスポーツということで生涯スポーツ課側、それからスキー場の利用促進、割引ということで商工観光課、3課で一応取り組む事業になるということです。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 雪の件に関しては理解しました。すごく革新的な技術でと思ったら、めちゃくちゃアナログだったというところが——シンプルというかアナログだったということがあれでした。

ではもう一点、確認ですけれども、今の説明を聞いていて、ちょっと理解が及ばなかった

のが、今現在保有している健康ポイントをリフト券に交換するというのではなくて、スキーをすることによって健康ポイントを付与されるという、そういうことでいいのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ポイントでリフト券を購入することではなくて、やはり割引でスキー場へ行っていただいた方に健康ポイントも付与できるという形です。ですので、商品としては通常の商品ですけれども、その中にはリフト券もありますので、そこについてはそれをまた再取得して当たれば、利用することも可能かと思えます。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど永井議員に言ったことに関連してですけれども、スキー場のリフト券です。具体的にどれぐらい割引になって、保護者だと幾らなのか、お年寄りの健康ポイントをもらえる方だと幾らというか、具体的に決まっているような値段があれば教えていただきたいと思えます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 定額の補助になります。一日券の補助で 3,000 円分。こちらの割引券は、市報の 1 月号と一緒に各世帯に配布するという予定になっております。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一番使いやすい券ということで割引になることは非常にうれしいと思っておりますけれども、この間も言ったようにリフト券の年間パスポートの不正とかありましたので、こういうことが不正に使われないようにしっかり対策を打っていかないと、せっかくいいことをやっても、いろいろな協議の中でなくなってしまうような施策だとよくないので、その辺の周知をしっかりとやっていかないといけないと思うのです。そういうことも踏まえた上で、やはり他の自治体では何かしたら、いろいろのカスハラをやったら名前を載せますというような議論も今しているところなので、やはりそういうことの承認まで得て、それは不正がなければ名前が出るわけではないですので、そういうことも考えた上でやって、いい事業であってほしいと思うのですけれども、その点に関してお答えいただければと思えます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 各スキー場で購入する際は身分証明書を見ますし、この割引券事業は昔もあったのですけれども、やはり議員が心配されたような不正とか、あまり芳しくない使われ方というのはあったものと思っておりますので、その辺を市民に周知ですとか、現場の状況をよく見ながら、よいものにしていきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 27 ページの病院事業対策費、これは第 90 号議案に入る前にあえてお聞きします。ゆきぐに大和病院の単純な収支はマイナス 1 億円弱くらいというふうに認識しているのですけれども、この 2 億円という数字はどういった内容になるのかをお聞きします。

もう一点が、市長の所信でもありましたが、今後一時借入れを予定しておりますが、この資金使途、あとすぐ返済できるようなものなのか、5月末までかかるような期間お借入れするのか、お聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 病院事業の収支につきましては、病院事業のほうから説明があると思いますが、この2億円につきましては、病院事業会計とこちらの財政当局で協議をいたしまして決定した金額ということになります。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ゆきぐに大和病院事業会計の細かな決算はまだでありますけれども、収益見込みとしては予算よりも6,300万円ほど減収の予定です。ただ、もともとの予算がマイナス2億5,000万円の赤字という形で組んでいた関係上、このままでは資金が回らないということから、今回負担金をお願いした。負担金というのは、耳新しいことかもしれませんが、新年度に入ってから入院患者を拒むことなく徐々に減らしていくということは、通常の診療報酬の世界ではあり得ないことなので、地方公営企業法第17条の2に基づいて、出資または負担、その他長期貸付とあるのですけれども、私どもとしては市長の所信表明にあった政策医療という観点から、通常の足りないからくれという補助金ではないのだという形で、負担金という説明をお願いしたところであります。

そういったことで、2億円の負担金をいただいても、では予算と比べて執行見込みと比べて余るではないかということですが、そもそもの予算が2億5,000万円の赤字だということですので、さらに一生懸命やったのですけれども、6億3,000万円ほど——細かな数字は決まっていますが、赤字になるということから、キャッシュフロー上なかなか困難であるというので、2億円の負担金をお願いしたということでもあります。

一方、所信表明におきましても、病院事業のほうでも一時借入れを追加するというございまして、一時借入れは議会で31億円まで許されているわけでありまして、現在4億円の一時借入れをやっておりますが、明日だと思っておりますけれども、3億円の一時借入れを行う予定です。そして今後の資金繰りを考えまして、この一時借入れについては、一時と言いつつも借換えで行っていくわけですので、新年度以降の収入の見込みを見ながら、これはまたいつどのように返すかということにつきましては、新年度以降やっていきたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。1点目であります。23ページの企業版ふるさと納税、法人の方から2件のそういう寄附がございまして、こういう形になったということは大変ありがたいことだと思っております。もしできましたら、業務的な収支とか内容等、そういうのをお聞かせいただければありがたいと思っております。

もう一点は、今、同僚議員からありました27ページの病院事業会計負担金でございます。

ここの部分に関しまして負担金ということですから、返すお金という形ではないように見受けられるわけです。社会厚生委員会でもご報告ございましたけれども、病院の空きベッド状況というのが絶えず満室状態になっているという報告を受けている中で、こういうマイナスがどんどん出てくる。ということは今年度だけの考え方なのか。また、今の満室状態が続いていく——外来患者もあれですけれども、それがもうてっぺんに来ているのだったら、今累積赤字が46億円だと思います。そういう部分を考えたときに果たしてこの事業費というか、そういう部分の考え方というものをもう一度精査する必要があるのではないかと感じるのですけれども、その点をもう一度お伺いさせていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の23ページの企業版ふるさと納税基金積立金でございますが、ご質問の内容は使い道というようなことかと思っておりますが、使い道は今の予定では寄附していただいた方とご相談させていただきまして、五日町シャンツェの改修費に充てたいと考えております。

2点目は、病院事業会計のほうからお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 先ほどは予算との関係で申し上げましたけれども、ゆきぐに大和病院の医業収益は昨年度と比べまして約3億6,000万円ほど減収しております。一方、ご案内のように南魚沼市民病院のほうでは高稼働率を維持しておりまして、昨年度に比べまして3億8,000万円の増収できております。ただ、市長の所信表明にありましたように、これはゆきぐに大和病院の集約化のみならず全体の疾病構造の変化により、塩沢地域、六日町地域も含めまして入院需要が高まっている関係上、この補正予算の第90号議案でまた出ますけれども、8床のさらなる増床をお願いしておりまして、そういったことから今の残された部分につきましては順調な経営になると思っております。

ただ、ご案内のように装置産業であるために、経年的には令和6年度、令和7年度というのは非常に厳しい状況ですけれども、健友館が移転する令和8年度以降はさらに順調にいくのだろうと思っております。県立病院や厚生連の赤字の経営難とは全く異なるというふうに思っています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 ふるさと納税、ぜひ地元の地域の活性化に向けて、ぜひご努力、ご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目の件であります。そうしますと順調に、一般的な部分とは違うというふうな力強いご答弁をいただきました。ということは今年度のみという形で私どもは見えてよろしいのでしょうか。もう一度確認させていただきます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 一般会計と公営企業会計の負担区分の在り方については、実務上、事業管理者と市長が協議して行うというふうに法令、実務上なっております。それで今回キャ

ッシュフローの関係で2億円の負担金をお願いいたしましたけれども、これで再々編の政治的な政策医療という言葉を市長は所信表明でお使いになりましたが、全てそれで終わりだというふうに今言い切るわけにはいきません。したがって、今後どんどんそういうふうな負担金の要請があるかという、それも言えません。できる限り先ほどの一時借入れ——申し上げましたように公営企業として努力すべきところは最大限追求してやるというふうな話があります。したがって、現段階の見込みといたしましては、来年度以降のそういった収益状況を見ながらまた協議してまいりたいと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑のある方、挙手を願います。

〔複数名挙手あり〕

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を13時15分といたします。

〔午前11時57分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時14分〕

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第86号議案を3点伺います。まず、1点目は23ページ。16番、少子化対策支援事業費で、ハートマッチにいがたの申込みですけれども、申請が増えたということで、もう5件が埋まったということです。大変うれしいことなのですが、ここで予算以上に増えたということの分析をどのように考えているかを伺います。

2点目は27ページ、中ほどの児童福祉施設費のところの常設保育園保育費です。これが年度途中の入所が増えたので、任用職員の給与ほか予算が上がっているわけなのですが、任用職員は何人増えたのかということと、あと、年度の途中で入園が増えた理由というのは、どういったことが理由で増えたということなのかを伺います。

次に3点目、その27ページ下のほうの雪資源活用事業費ですが、説明の中で大阪万博のイベントで使うということを説明で話されていますけれども、イベントで使うのは市が大阪万博で市の何かイベントをするということなのか、向こうでやっているイベントに参加して雪資源のPRをするということなのか。南魚沼市というのが前面に出てPRになるようなことをするのだらうと思っておりますけれども、その辺をもう少し、初めてですので伺います。

以上、3点です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 田中議員の1番目の質問にお答えいたします。少子化対策支援事業費の結婚活動支援事業補助金につきましてです。今現在、当初予算に5件分の予算を盛ってありまして、5件の申込みがあるところです。増えたということなのですが、昨年も9か月で5件ほどで、今年も8か月で5件ほどなので、今のところそこまで増えたというのは認識していないのですが、今、女性のほうの登録者数が少ないことから、女性を対象

としたライフデザインセミナーといったのを予定しています。そこで来ていただいた女性に対してハートマッチにいがたの登録を促したりとか、そういった取組をこの後考えておりますので、もう少し登録者数が増えるのではないかなということで、補正予算で要求したものであります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の保育園の任用職員の給与ですけれども、産休・育休等の取得者が出てきまして、フルタイムで任用しないとその対応ができないということで増額させていただいています。途中入園がすごく多くなって対応したということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 3点目の大阪万博の件でございますけれども、現在、協議中の案件でございますが、にっぽんの宝物というものを毎年やっております、それが万博に出店することになります。当然、当市については雪室商品とか雪の関連の事業等をやっておりますので、そういったものを世界にインバウンドを含めた中でPRするということを目的に、今現在、協議を進めているという段階でございます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点目、2点目は分かりました。

3点目ですけれども、にっぽんの宝物イベントのほうで出すということですが、市のPRというやり方はのぼりを立てるとか、今までみたいに雪の入ったバッグを配るとか、現実的にどういうことをPRするつもりなのかを伺います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 現在、予定されているものについては、まだ万博の主催者のほうからいろいろな制限があるということでございますので、例えばお米を配るとか、あるいはチラシを配るとか、そういったものも非常に規制があるということでございます。雪室を実際設置するというのは非常に難しいということでございますが、雪を何とか体感していただきたいというものを世界にも発信していきたいということで考えております。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3点お願いしたいと思います。まず25ページ、一番下の不妊治療医療費助成金です。これは市単独費ということで、不妊治療の増ということですが、本当に該当者にとっては切実な問題だと思うのです。今の状況でどの程度増えていて、補助の関係は実際の費用に比してどのくらいの割合というか、1件幾らになるのか。費用によってどうな

のか、その辺を少し教えていただきたいのと、実はここで財源内訳を見ますと、県の補助金が20万円ということで上がっていますが、そうするとこれは上の子ども医療費助成事業費のものになるのか。それと不妊治療については市単独でそれ以外——国県などの補助といえますか、対象があるのか、ないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、31 ページです。上から3番目の表の一番最初です。新たなポイントカードのPR費ということですが、今も若干情報も発信しているようですし、最終的には行政からもポイントを付与していくというようなことも書いてあったかと思うのです。具体的などういうやり方も——PRしていくわけですから、かなりもう決まっていると思うのですが、その辺少し具体的に教えていただければと思います。

それから、33 ページの一番下の表、共通リフト券購入補助金です。確かに今ここで本当にリフト代も急激に値上がりをしているという中で、補助対象者の負担を据え置くということのようですけれども、これについては今後も当然、継続なり拡大の方向に動いていくと思うのです。負担についての考え方は例えば、今回のものは緊急避難的に据え置いたというようなことなのか。この辺の負担で将来にわたって、例えば長期的に考えて拡大していくというのか、そういったことになってくるのか、その辺少し考えがありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の不妊治療ですけれども、話を少し整理すると、最初はいろいろな治療がほとんど保険適用ではなかったわけです。それを県が補助をしていて、しかも市も補助をするという形で13万円まで市で補助しましょうという形でやってきましたが、2年ほど前から保険適用になりましたので、県の補助をやめてしまいました。ですが、私どもは今までどおり、一般的に言えば13万円までは助成をしますということなので、ほぼ自己負担が要らない形で一般的な不妊治療はできていると思っております。県のほうですが、そうやって自分たちがやめてしまったので、私どものように単独でも続けている市町村があるわけです。今度はそこを支援しよう——要はそうやって支援して、市町村に助成をさせようということで、県のほうがまた新たに3分の1とか、そういったことを年数を区切って助成を始めたということがありますので、そういった形で歳入でも県の補助金で一部入ってきている形はございます。

件数としては、令和5年度の決算がまだ分からない状況から令和6年度当初を見たのですけれども、令和5年度の終わりよりは少し多くなるのではないかなというような予測がありましたものですから、今回少し増額したということになっております。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 2点目の、商工業振興事業補助金の関係でございますが、南魚沼サービス店会という組織が4月から新ポイントの普及促進——新しいカードに切り替わるというこ

とでございます。これに私ども行政ポイントというところも一緒に組み込まれて、商店街の活性と各社の——例えば行政ポイントの件ですけれども、図書館の貸出しへの行政ポイントの付与とか、あるいは健康講座等々含めた中でのそういったものにポイントを付与するというので、今現在は考えております。また、詳細等が決まりましたら皆様のほうにお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 では3点目、共通リフト券に関する質問でございます。こちらの共通リフト券については、令和元年までは1万2,000円のところ、市が2,000円の補助ということでしたが、ここへ来て令和2年が1万5,000円に上がり、昨シーズンが1万8,000円で、今シーズンが2万円ということで順々に値上げがされたということですが、保護者の負担は1万円にずっと据え置いているという状況であります。ここへ来まして2万円の共通リフト券に対して1万円の補助なので、今年の補助率といいますかが市の負担分が2分の1になったところですが、ではこれから、ずっとこのまま続けるかということでございますけれども、負担は極力変えないようにという考えはございますが、市の負担が2分の1を今度超えるかということになると、そこはまた違った視点がございますので、その辺は今後の検討ということで考えてございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点目と3点目は了解しました。

ポイントカードの件ですが、行政ポイントが入るということは、行政のほうとしてポイントをつけて負担はカード会になるのか、行政としても自分のポイントについては、例えば負担していくというような考え方なのか、その辺もし決まっているようでしたら教えていただきたいと思っております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 行政ポイントにつきましては、行政のほうで1ポイント与えたときには、今のところ1ポイント1.2円というので負担するというような予定で考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、4点お願いいたします。まず27ページですけれども、病院事業会計負担金のところですが、話は聞きました。その中でちょっとお聞きしたいのは、まず財源ですけれども、その他財源があるところに——多分、合併振興基金なのでしょうけれども、合併振興基金の使い道を私はよく理解していないのでこんなことを聞くのですが、その合併振興基金を使用することの是非といいますか、そこら辺を含めてお願いしたいと思います。

所信表明では、設置者として不足が予想されるので、運営資金として一般会計が負担する

のだということです。そこら辺は分かるのですけれども、合併振興基金というところ、公営企業法の適用を受けないで、そこら辺で合併振興基金を使ったところの意味合いというか、そこら辺をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

次が、29 ページです。上から 2 番目に広域ごみ処理施設建設事業費があります。1 億 6,000 万円あるのですけれども、これも財源を見ますと、一般財源とその他財源、その他財源が何だか分からない中で聞くのでちょっと迫力ないのですけれども、ふるさと納税か何かかとも思うのですが、そうだとしますと、それで前のほうに出てきました翌年度の繰越明許の関係で、この 1 億 6,000 万円がそのまま繰越明許になるのですよね。そうすると、国の補助が入っているというわけではないので、ここで予算措置しても当初予算で予算措置しても、同じことではないかというようなことも私は考えられるのです。その辺、ここで予算措置をして、そのままその金額を繰越明許にしたというその理由です。それを教えていただきたい。

そして 31 ページです。一番下の田園都市構想施設整備事業費の各種業務委託料 650 万円です。これは多分、道の駅の関係だと思うのですけれども、これにつきましては当初 4,000 万円の基本設計がついていまして、それについては 6 月だったかの補正で特定業務実施事業者選定支援委託料で 1,100 万円をつけた。その状況を見ながら基本設計をしたいということで 4,000 万円が繰越しになっていますよね。そこで今 600 万円が各種業務委託料ということで補正になったのですけれども、この各種業務委託料の内容と、この委託先が 1,100 万円の特定業務実施事業者選定支援委託料の業者と違うのかという言い方はおかしいのですけれども、違う業者かというところを確認したい。

もう一点が 35 ページ、市民スキーリフト割引券補助金のところですが、健康ポイントとひもづけをするというようなことで、その雪国のスポーツに親しむ、それが健康ポイントにひもづけるということは、私は非常にいいことだと思うのです。ただ、そのひものつけ方というか、ポイントのつけ方。例えば今までの健康ポイントは、講習会に 1 回出れば何ポイント、そして事業に出れば何ポイントというような明確なポイントのつけ方があるのですけれども、リフト券の補助金の中のポイントをつけるというのは、リフト券を買った都度、つくのか。それも多分、後で申請しなければならないのですけれども、そういう不安定といいますか、よく分からない中で申請が起きてしまう可能性があるので、そこら辺の仕組みどうかを教えていただきたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 点目のご質問にお答えいたします。合併振興基金を充てたということですが、合併振興基金につきましては、合併に資するものについて使うことができるというように決まっております。今回、病院の再々編につきましては、この合併の機運の醸成の一つに当てはまると思いまして、繰入れを致したところでございます。

以上です。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 管理事務所移転に関する費用を 12 月補正でなくて新年度で

もよかったのではないかとというご質問ですが、令和7年度で旧し尿処理施設と管理事務所の解体を予定しております。解体工事も年度当初、早急に発注して、解体工事を予定しております。それまでに事務所移転をしないといけないというところで、令和7年の5月ぐらいには事務所移転を進めたいというところで今予定しておりますので、新年度予算ではなく12月補正で早期に事務所移転の工事を発注させていただきたいというところがございます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3点目についてお答えいたします。道の駅のアドバイザーへの業務ですが、想定としましては6月にコンストラクションマネジメントということで、伴走支援をしていただく事業者を決めさせていただいて、基本設計業者を決める。あとは、その後の仕様の決定までというのはそこでやらせていただきました。

今回のこれについては、私どもはできれば事業者は同じ事業者になればという思いはあるのですが、内容としましては、今度は実際に基本設計業務を我々と業者のほうで進めていって、実際にその用地買収等をこれから確定の範囲を決めます。そこについて開発行為ですとか、あとは雨水の計算等の業務がちょっと不確定なのですが、方針を早め決めて出すことが1点。

それからあと、今泉記念館の大規模改修を想定しているのですが、ここに来て、あそこの下に地下ピットがあるのですが、そのところの図面等があまりはっきりしていないところがございます。その辺というのをもう一度、調査をかけた中で早急にその方針を決めるに当たっての調査、それから我々に対して基本設計をどう反映させていくかというのを緊急的にやりたいものですから、ここについては1点、そのアドバイザー業務という形でさせていただきました。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 4点目の健康ポイントのやり方ですが、今の健康ポイントはスマホでLINE登録していただいて、例えば健康の講習会があると、入口にQRコードを設置して1ポイント、2ポイントと読んでいただきます。それと同じように、リフト券を引き換えるときに、引換えのところで読んでいただくということでポイントを付与していこうという意味合いでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 一、二点また再質問させていただきたいのですが、27ページの病院事業対策費の関係は、合併特例債の用途というような考え方で使うということは分かりました。

そのときに併せて聞けばよかったのですが、併せてまた後で出てきますが、一時借入金も含めながら、2億円をここから回して一時借入金も足しながらやっていくのだという

ことですが、この2億円とそしてプラスの一時借入金については人件費に回すのか、もしくは建設関係のほうに回すのかということだけ、もう一回確認させていただきたいと思います。

そして、ごみ処理場の関係ですが、私もちょっと勘違いがあったのかもしれませんが、ここで予算化して年度内に発注して、そして年度明けにすぐ着手できるような準備を進めておくということですね。これはこれで分かりました。

健康ポイントの件も、そういうふうなことで間違いなくやられるということであれば、確認できましたので、それも結構ですので、1点だけお願いします。

○議 長 ①だけですか……（「①だけです」の声あり）

病院事業管理者。

○病院事業管理者 一時借入れにつきましては、4条経費に使えませんので、3条ですが、では、必ず人件費かということではなくて、人件費も含めて病院事業全体の支出のキャッシュフローをちゃんとするという趣旨であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点ほどお伺いいたします。8ページの債務負担行為補正、内部情報系システム更新事業5億2,800万円でありますけれども、これは実際システムが稼働するのは令和8年度から5年間である。令和6年度中に契約しておけば割安になるということでありまして、やはり生成AIであったり、ロボット化であったり、相当技術的に進んでいくわけでありまして。これが令和8年度からの予算ということでありまして、実際に導入するときになれば金額が私は上昇してくるのではないかと思っておりますけれども、その辺の懸念はないのかということをお伺いします。

それから、29ページの水道事業会計操出金1,267万円であります。上水道の企業会計の中で、藤原の配水池、水質安全管理だということでありまして、企業会計でありますから、これは一般会計の操出金というよりも、企業債で臨むべきものではないのかと思っておりますけれども、この辺の考え方を伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の8ページの債務負担行為補正の1つ目、内部情報系システム更新事業についてでございますが、令和8年度からではなくて令和8年3月から運用を開始するというので、令和7年度の切替えでございます。その準備行為として、令和6年度から手続を始めたいということで、今回、債務負担行為補正をさせていただきたいというものでございます。

また、価格の上昇が見込まれるのではないかとございまして、価格も事業者から徴した上で、5か年の契約を結びたいと考えておりますので、価格の変更については考えておりません。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 寺口議員がおっしゃるように、通常であれば建設企業債という形にはなるのですけれども、このたびは一般会計からの出資金でありますので、出資金という形になりますと、一般会計が借入れを起こして、そこから企業会計に繰り出すという仕組み的なルールがあるものですから、それにのっとった形になっております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の企業債のほうに関連しますけれども、藤原の——多分、旧六日町だと簡易水道のものを市が移管を受けたところではないかと思っております。そうすると、その安全水質管理ということになると、恐らく配水池全体を造り直すとか、そこまで発展するのではないかと思います。確かに部長がおっしゃるような形でもいいのですけれども、本来ではやはり企業債という形でやるべきものだと思っておりますし、水道事業会計としてそれほどのお金がないわけではないのだらうと思っておりますけれども、そこら辺の事情をもう一度伺いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 この藤原水源は、上水道の施設であります。簡易水道ではなくて上水道です。先ほど少し説明が足りなかったのですけれども、公道浄水——水をよりよくするための水質改善であります。かつ、通常では塩素消毒で大腸菌なりは死滅といいますか、不活性化という表現ができるのですけれども、塩素滅菌ではなくなるクリプトスポリジウムとかジアルジアとか、そういうものをなくするための施設でありますので、通常の滅菌よりは高度な浄水を入れるという意味合いでの、一般会計からの負担の出資という形を取っております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると今後、市内に同じような施設がほかにもございますので、特に上水道関係でとなると、今、地域別水源方式というのに切替えもしているわけです。そこと併せた中で、どういう投資が一番有効であるかということも当然考えていかなければならないと思っておりますけれども、今後こういう形での投資ということも考えているのかを最後にお聞きします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 あくまでも水質の絡みでありますし、塩素滅菌ではなくなる病原体を処理する形になりますから、今、地域別でやっておりますけれども、中之島地区とか上田地区とか、そこでもクリプトスポリジウム対策が必要になればこのような形を取りますし、通常ですと上流域に病原性の発生が出るようなところではない湧水の施設であれば起こらないというふうな形は想定しておりますけれども、今後のいかんによっては対応することもあります。基本的には湧水水源、井戸水源については、高度浄水は必要ないと今時点では考えております。

以上です。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお願いいたします。29ページ、広域ごみ処理施設建設事業費のところですか。先ほど佐藤議員の質問に対して、来年度の5月に移転したいという話があったと思うのですが、ほかのやつは大体分かったのですが、5月に要するに新しいものを建ててそちらに移動するとなると、雪の降り方にもよるのですが、なかなかタイトなスケジュールになるのではないかと考えているのです。そういう意味では、もっと早く9月定例会に出すとか、そういうことも考えられたわけなのですが、ここまで延びてしまった何か理由等がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 今回、補正が12月まで延びてしまった理由というところですが、今回、我々は事務所移転をしなければいけないというところで、既存の市の施設に移転先を検討するなど、移転先の検討を様々な場所で行ってきました。それで、現施設を適正に管理する上で、法令で必要になる資格者——現在、廃棄物対策課に有資格者がいますけれども、そういう資格者が現施設から離れてしまうと、施設管理に目が行き届かなくなる。あと、新施設を建設してから6年後——施設の供用開始が令和13年度を予定しています。6年間は移転先の施設を使わなければいけないということもあり、なかなか現施設から離れてしまうと施設管理に目が行き届かなくなるという恐れもあって、再度検討した結果、隣接地に移転することになりました。その検討期間に時間がかかってしまったというところがございます。

建設する施設に関しましてはユニットハウスというところで、プレハブのユニットハウスを計画しておりますので、木造とは違って建設の工期も短くできるというところで、検討させていただきました。なので、来春に向けて今検討しているところです。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 大体分かりました。その上でちょっと確認ですが、雪の残り具合とかによろと思うのですが、外構等もやるということなので、そうなるとなかなか気温によってはJIS規格とかでコンクリートなり何なりも打てないというときがあると思うのです。そういった場合において、先に造ってから多分、解体をすると思うのですが、そういったそごがあつて、例えば5月に移る予定が6月になってしまうと、それから解体という話になったときに、全体的な計画が崩れてくる可能性があるのか、ないのか。もしくはそれが必要になったら除雪料を足してでも、とにかく絶対5月に終わらせるのだという、そのぐらいの気概を持って当たられているのか、そこだけ確認させていただきます。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 新しい施設が遅れた場合というところですが、新しい

施設に関しましては、先ほども申しましたユニット式というところで早期の竣工を目指しておりますので、そこで例えば1か月遅れても、最終的な解体のほうには影響はないというふうに検討しております。というのは、今回の解体につきましては、旧し尿処理施設の上屋の解体、それから有害物質の除去等も予定しておりますので、できるところから先に手をつけてというところで、選定工期の中でずれのないような形で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第86号議案 令和6年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第87号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第87号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国民健康保険税の収入見込みに基づく歳入の減、及びその不足分を基金繰入金で補填することなどによるものであります。

主な内容としては、歳入では、国民健康保険税の直近の調定額——9月末現在であります。収納率の見込みから4,341万円を減額するものであります。

歳出では、県支出金の前年度精算返還金2,116万円などを計上し、財源不足の調整として支払準備基金を取崩し、基金繰入金6,400万円を増額いたしました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ2,059万円を追加して、総額を53億9,301万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明させます。よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、事項別明細書でご説明をいたします。8ページ、9ページ、歳入をご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、1節、現年度課税分で、合わせて4,341万円の減額です。当初予算策定の時点においては、全般的にコロナ禍の影響は薄れてくるものの、被保険者の世帯数と人数の減少、それと1人当たり所得がさほど落ちていないといった状況などから、これらを勘案しまして、国民健康保険税の総額ではプラス4.9%とやや増額で見込み、予算組みを行いました。しかし、令和5年分の所得が確定しまして、それに基づく直近までの調定額については予算を下回る状況となっております。今後、年度末までの収納額を推計して減額するものです。

次の、5款2項1目支払準備基金繰入金は、6,400万円の増額です。上記の国民健康保険税の減額分のほか、歳出に計上した償還金への充当財源として支払準備基金から繰り入れるものです。支払準備基金繰入金は、当初予算では6,000万円を計上し、9月定例会の第2号補正予算において、前年度繰越金により、このうち約4,600万円を減額いたしましたが、今回の増額によりまして、今年度の基金繰入金は合計で7,800万円となるものであります。

続いて10ページ、11ページ、歳出をご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付分は、財源内訳の変更に伴うもの。

7款1項2目償還金は、前年度給付実績等に伴う精算返還金の確定で、2,116万2,000円の増額。

8款1項1目予備費は、歳入歳出の調整で57万2,000円の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第87号議案　令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第12、第88号議案　令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 88 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に県の保険基盤安定負担金の確定に伴う調整を行うものであります。内容といたしましては、県の保険基盤安定負担金の確定により、歳入では一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金を 1,693 万 5,000 円減額し、それに合わせて歳出では広域連合納付金について同額を減額いたしました。

また、保険料の還付処理の今後の見込みから、歳入歳出の保険料還付金に同額の 50 万円を追加するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,643 万 5,000 円を減額し、総額を 7 億 6,389 万 2,000 円としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。部長からの説明は省略いたします。

以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 88 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 13、第 89 号議案 令和 6 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 89 号議案 令和 6 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、上半期経過に伴う営業経費の減額及び制度拡充に伴う出資金の増額を行うものであります。

収益的支出は、改定経営戦略の策定を 2 か年事業へ変更したことから、委託料を 500 万円

減額しまして、営業費用を縮小いたしました。これにより、純利益を 454 万円増の 852 万円とするものであります。

資本的収入に、一般会計からの出資金 1,267 万円を増額いたしました。これは令和 6 年度の公営企業繰出基準の拡充によりまして、藤原配水池での高度浄水施設工事が交付税対象の基準内繰入金となり、財源の一部に充てることができたものであります。これにより、収入が支出に対して不足をします額 9 億 5,524 万円を、9 億 4,256 万 2,000 円に改めるものであります。

説明は以上であります。部長からの説明は省略させていただきますので、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 令和 6 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 90 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 90 号議案であります。令和 6 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、医療の再々編によりゆきぐに大和病院を無床化するとともに、南魚沼市民病院の病棟を再編して入院収益の減を補ってきたものの、診療報酬のみで補うことは難しいということから、政策医療として医療の再々編による収支の影響を、一般会計負担金として繰り入れるものであります。

併せて、再々編に伴う南魚沼市民病院の病棟、外来の改修工事、そして駐車場工事など、建設改良に係る費用とその財源を計上するものであります。

収益的収支の収入につきましては、ゆきぐに大和病院——現在、大和地域包括医療センタ

一の事業において負担金交付金2億円を増額し、収入総額を13億7,848万円といたしました。

資本的収支の収入につきましては、市民病院事業において、企業債で9,000万円増額し、収入総額を17億3,147万円としました。

支出については、市民病院事業において、建設改良費で建設工事費を8,500万円、医療機械等購入費を500万円、計9,000万円増額して、支出総額を19億226万円としました。

詳細につきましては、病院事業経営管理部長に説明してもらいますので、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 提案理由の説明を申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。第1条は総則でございます。第2条の収益的収入の補正、並びに第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。一番上の表、収益的収入につきまして、1款大和病院（大和地域包括医療センター）事業収益におきまして、令和6年11月からの無床診療所化に伴い、病院事業全体の入院機能を再構築して、地域に不足する医療ニーズを補ってまいりましたが、診療報酬では補えない政策医療に係る収支への影響について、一般会計の負担として、3項5目負担金交付金に2億円を増額するものです。これにより、1款大和病院（大和地域包括医療センター）事業収益の総額を13億7,848万円といたしました。

次に真ん中の表、資本的収入及び支出の収入につきまして、2款市民病院事業資本的収入におきまして、病棟及び外来改修工事、駐車場工事、電子表示板等購入に係る財源として、1項1目企業債を9,000万円増額するものです。これにより、2款市民病院事業資本的収入の総額を17億3,147万円といたしました。

次に、一番下の表、支出につきまして、2款市民病院事業資本的支出におきまして、病棟及び外来の改修工事及び駐車場工事、改修工事に係る設計業務委託として、1項1目建設工事費を8,500万円増額するとともに、電子表示板等の医療器械等購入費として、3目医療機械等購入費を500万円増額するものです。これにより、2款市民病院事業資本的支出の総額を19億226万円といたしました。

ページを戻っていただき、6ページ、7ページをご覧ください。南魚沼市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。今回の補正予算に伴い、資金期末残高を3億5,920万円としております。

2ページに戻っていただき、第4条、企業債の補正につきましては、限度額を14億6,080万円としたいものであります。起債の方法等は変更ございません。

第5条、他会計からの補助金につきましては、当初予算において96万1,000円の計上不足がございましたので、大変申し訳ございませんが、今回の補正予算において金額を5億5,948

万5,000円に改めたいものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

質疑を終わることに……

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお聞きしたいのですけれども、先ほども少し触れたのですが、ここに数字としては直接出てこないのですけれども、というのは先ほどの答弁の中で一時借入金も使用するという話でありまして、所信表明にもあって、この補正の中に一時借入金の限度額の補正が出てこないという思いでいたのです。答弁の中では補正をしないで対応するということですが、当初予算で先ほど答弁の中にもありましたように、一時借入金は今まで15億円、18億円ぐらいなのが、今回は31億円ですよね。私は社会厚生委員会ではないので、その中身を聞かないで今まで来たのですけれども、31億円の一時借入金は使用目的があって限度額を設定したと思うのですけれども、今回また一時借入金を使うということになると、果たして限度額の補正をしないで済むのかというようなことも私は気がかりなところがあるのです。

それでまた元に戻りますと、31億円も含めて、では今回の一時借入金、今回は数字に出てきませんが、どういうふうなことで今までの倍の一時借入金を予定したのかということも少しお聞かせいただきたいのです。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 議員ご案内のように、一時借入金の限度額、予算書上は31億円ということで、これを幾らにするかというときには予算書の補正とかが出てきますけれども、そのうち幾ら一時借入金を借りるかということは、地方公営企業の管理者に任せられている事柄であって、議会に諮る事柄ではないのです……（何事か叫ぶ者あり）いやいや、限度枠は決めますけれども、限度枠31億円のうち、先ほど答弁いたしましたように一時借入金を今4億円借りていて、それプラス3億円を借入れするということで7億円でございます。したがって、一時借入金の限度額にはまだまだ幅がございます。

それで、この一時借入金をさらに3億円借り入れるというのは、先ほどのキャッシュフロー計算書7ページにございますように、資金期末残高が3億5,900万円余になっておりますけれども、普通は企業を経営する際に、3億5,000万円程度では非常に手元不如意なものなのです。したがって、こういうことを考えて、安定した企業経営をやるために一時借入金を借りるということでございます。

一時借入金と言いながら、ご案内のように今の一時借入金4億円もちょうど長期貸付みたいな形になって借換えでやっています。これについては当然、年度末まで借りて借換えいたしますけれども、その新年度以降にこの一時借入金の返し方については、まさに新年度以降の病院事業の経営状況を見ながら判断していきたいと思っておりますが、私としては、この

一時借入金は非常に利子が安いものですから有効に使わせてもらいたいと思っております、一時借入金を借りることによって病院経営が圧迫されるということはないというふうに考えております。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 一時借入金をいっぱい借りておいて、安定経営の担保にするのだというようなこと、大ざっぱに言えばそういうことだと思っております。ということで今回、私が聞きたいのは、今まで4億円を一時借入れした。それは年度期間中に多分返すのでしょうけれども、これからまた3億円を借入れする。だから、限度額の補正は要らない、31億円で済むのだという考え方。それはそうなのです。では何で当初予算31億円、今までの倍ですよ。今まで当初予算の一時借入金の額は15億円から18億円になるのですけれども、なぜそこまでしたかということ、それなりにやはり意図があったのでしょうか、その意図を限度額の補正をしないでやれるのか。では何をこれからやるのかということ、そこを改めてまたお聞きしたいと思っております。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 議員のご質問は、当初予算の限度額の是非についてご質問ですか……（何事か叫ぶ者あり）いや、間に合うからここで補正というか、限度額を補正せずに、病院事業管理者としては一時借入金のこと言及いたしましたけれども、併せてこういう形で病院事業でやれるということでご説明しているわけでありまして。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点ほどお伺いいたします。同僚議員の質問にも関連しますが、今定例会の市長の所信表明資料の、9月末現在で大和病院事業の医業収益等と医業費用の差引きを見ますと、マイナス5,638万円というふうに出ているわけです。これが今後、見込まれるのも含めて2億円だということになると、10月から相当悪化をしているというふうに見るしかないのですけれども、そこら辺の状況は本当に2億円のものを入れなければ駄目なのかということをお聞きしたい。

それから、9ページの資本的支出の部分の駐車場工事費1,500万円、市民病院でありますけれども、新たに取得した部分の駐車場の工事は完了して、ほぼ全部とまっておりますが、1,500万円の駐車場工事費というのは、どこをどういうふうに直すのかということをお聞きします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 一般会計の補正のときに、桑原議員にご説明いたしましたけれども、現段階におけるゆきぐに大和病院の医業収益のほうの決算見込みは、約6,300万円の減であります。したがって、この資料をつくったときから大幅に減というわけではございませんが、それなりに予算に比べて減であります。その理由は先ほど来、説明したとおりでありますけれども、そもそもの予算がマイナス2億5,000万円の赤字でつくっていたわけでありまして、そこに6,300万円の減がありますと、現実のキャッシュ・フロー上は結構厳しいというよう

なことから、ゆきぐに大和病院再編の持つ診療報酬上の性格といいますか、地方公営企業上の性格に鑑みて、負担金でなおかつ先ほど申しあげましたような予算との乖離を考えて、2億円の負担金をお願いしたということでございます。

駐車場についてお願いします。

○議 長 医療対策課長。

○医療対策課長 駐車場の工事の増というところです。駐車場の工事につきましては、ほぼ終わっている状態となっておりますが、まだ完全な完成には至っておりません。ちょっと仮設的に運用を開始しているところがございますが、主に工事費が増えた部分でございますが、実は当初設計の段階では照明をつけていなかったのです。病院からの光等である程度、何とかなるかというふうにも見込んでおりましたし、近隣の田んぼに対して夜間の照明が当たることで米が休めないということで、非常にクレーム等をいただくことがほかのところでもたくさんありますので、照明につきましては最低限のものにしようということで当初から進めておりましたが、やはり暗くてなかなか安全に支障が出るというところもありまして、そういったところを増工させていただくというところがございます。もともとの部分で非常に地盤が悪くて、あと実際に工事を進めてみたら、地下1メートル50センチメートル、2メートルぐらいのところに地下水といいますか、表面に近い位置の地下水が非常に多く流れているというところがございます。そういったところに暗渠排水とかそういったものをしたことで少し工事費が不足するといったことで、今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 負担金を2億円もらって、一時借入金を3億円ですごく余裕があるのではないかという印象を与えるかもしれませんが、病院事業全体でいいますと、キャッシュのシミュレーションでは年度末は出し入れがいろいろありますけれども、5億2,000万円程度のキャッシュの資金残高というか、それを見込んでいます。企業経営にとって、その程度のキャッシュがないことには、安定した支払いに応じることができませんので、私はぜひこういう形で補正予算を成立させていただいて、円滑な市民サービスができるようお願いしたいと思っています。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 91 号議案 南魚沼市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 91 号議案 南魚沼市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に記載されたふるさと創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、法人関係税から最大で 9 割を税額軽減する仕組みでございます。

南魚沼市では、令和 2 年度に第 2 期南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域再生計画の認定を受けまして、寄附金を地方創生事業に活用してまいりました。同制度は令和 6 年度までの制度になっておりますが、原則として寄附を受けた当該年度の事業に寄附金を充当することとなっております。

一方、基金を設置し、寄附金を積み立てることで翌年度以降の事業にも寄附金を充当する事が可能となります。頂いたご寄附を計画的に事業に充当するため、条例を制定し基金を設置したいものです。

なお、基金条例の制定に当たっては、事前に内閣府に相談する事となっておりますが、協議は既に終了しております。今回の基金条例は、企業版ふるさと納税を適正に管理運営することを目的としており、その内容は一般的な基金条例と同様の枠組みです。

第 1 条にあるとおり、基金の名称は、南魚沼市企業版ふるさと納税基金です。

第 2 条では、基金は予算の定めるところにより積み立てることを規定。

第 3 条は、管理についての規定です。

第 4 条は、基金の運用益の処理。

第 5 条は、基金に属する現金の運用についての規定となります。

第 6 条では、基金は地方創生事業に充当する場合に限り、処分することができると規定をするものです。

第 7 条は、委任事項となります。

附則として、本条例は公布の日から施行したいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとお聞きしたいと思います。基金条例の設定は分かりましたし、そして、今年度の寄附額が基金を設定すれば来年度以降の事業に使えるということも、今説明

がありましたので分かったのですけれども、1つ心配なのは、ここで設定をして寄附者——多分2,000万円あるのですが、これが1社だか2社だか分かりませんが、その寄附者は寄附をした事業には参入できないというようなただし書といますか、そういうのも多分あると思うのです。この寄附金は先ほどの話だと観光関係のために使ってもらいたいというプロジェクトの中での寄附金だそうなのですが、基金化した中で寄附者がその事業に参入できる、できない、そういうチェック体制みたいなのはあるのでしょうか。

例えば、ふるさと納税みたいに一緒くたになって、そしてそこから出すというのはあまり縛りはないのかもしれませんが、企業版ふるさと納税は何に寄附した、そして寄附した部分については企業参入できない。したがって、だけれども9割までは優遇措置があるというような多分制度だと思うのですけれども、そういうところのチェックを基金条例の中でできるのかというところが、今条例を見ただけでは少し心配なのですけれども、そのことが1点。

もう一点は、条例の内容を見ますと、去年と前々年度だったか、無電柱化の基金条例がありました。内容的にはほとんどそれと同じですが、あのとき問題になったのは、無電柱化ということで1つの事業だったのでなおさらそうなのですけれども、市の財源は入れないというような縛りの中で進めたのです。これはふるさと納税、企業版であってもふるさと納税ですので、市の財源もプラスしながら、総合的な予算割の中で事業を進めることができるというような解釈でいいのかという、2点をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 寄附された方が、利害関係のある事業には使えないというのは制度の中で既にうたわれておりますので、この条例の中でうたっているものではございませんが、そのことは十分、私ども事務をする者が管理しながら進めてまいりたいと考えております。示せるのかどうかはまだこれからになりますけれども、私たちが地方創生事業としてこういったことをやりたいというふうなことを、寄附をしていただける方に示しながら、利害関係のないことを確認して寄附をいただくというふうな仕組みづくりができればいいと考えております。

また、無電柱化の例がございました。市の財源を充てないということでございますが、今回つくります基金につきましては、市の財源を充てるかどうかというのはまた別の話で、ただ、私たちが行う地方創生事業に企業版ふるさと納税の基金を充てていく、そういったための条例でございます。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 南魚沼市企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 92 号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 92 号議案につきましてご説明申し上げます。

保育園のほうは出生数が減少といった中で、園児数の減少によって集団生活で得られる体験、また充実した保育の提供というところが難しくなってくる状況もあることから、適切な保育規模とする必要がございます。また、乳幼児の途中入園の希望といったものに対応するためにも、基本ゼロ歳から 2 歳児を対象としている小規模保育事業が必要であるということで、公立の小規模保育事業を実施するために条例を制定したいというものであります。

また、附則によりまして、関連する南魚沼市保育園条例の一部を改正したいということがあります。

これまで議会の皆さんもそうですけれども、保育園の在り方について質問、またご意見いただいております、お答えしてきました内容を踏まえまして、このたび、上町保育園の小規模化ということで議案として上程させていただいております。

それでは、本文に沿いましてご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。

第 1 条ですが、小規模保育事業についての根拠法と位置づけをこちらにお示しをしております。

第 2 条につきましては、設置者は市ということで記してございます。

第 3 条は、名称と位置は記載のとおりということで、上町小規模保育園ということで現在の位置に設置をするというものです。

第 4 条は、対象となる児童の規定をこちらに示してございます。

めくっていただきまして 2 ページになります。第 5 条、管理については、指定管理者に行わせるというものでございます。

また、第 6 条は、指定管理者の業務内容を規定しております。

その下、第 7 条ですが、職員配置の規定をこちらに示してございます。

第 8 条は、保育園条例の規定の準用についてこちらに示してございます。

第 9 条は、規則への委任ということで示してございます。

附則としまして、第 1 項に、施行日は令和 7 年 4 月 1 日としたいもの、第 2 項では、準備行為は、条例施行前においても行うことができるとしたいものであります。

最後の行から 3 ページ目にかけてまして、第 3 項、この条例の施行に伴う保育園条例の一部

改正という形になります。定員が20人未満となることから、南魚沼市保育園条例の施設の名称と位置を記しております第3条、及び指定管理者が管理する保育園を示しております第4条、それぞれの表から上町保育園の項を削るものということになってございます。

説明は以上になります。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、4点伺います。まず1点目、10月15日の社会厚生委員会では、ここに関しての上町保育園の説明はありませんでした。そして3月と11月にあった子ども・子育て会議の議事録を見ましても、上町保育園についての部分は議事録にはありませんでした。来年度の募集はもう募集済みになっていますけれども、大変急に出てきたという印象ですけれども、どういった経緯があって、どこで議論されて、いつ決定したのかを、まず1点目伺います。

次に、2点目ですけれども、20人未満ということで来年度の募集はもう10月いっぱい締め切っているわけですが、そうなりますと募集は終わっているわけですが、応募の状況はどうなっているのか伺います。

3点目ですが、10月末で上町保育園には23人が入所していて、未満児9人、3歳児4人、4・5歳児で10人となっていますけれども、今入園している園児についてはどういった対応になるのか、どういうふうに説明してあるのかということをお伺いします。

次に、最後4点目でありますけれども、附則のところですが、入園手続と指定管理者の指定に関する手続はどういうふうに今進んでいるのか。この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるというふうに書かれていますが、もう募集要項は出ていますし、締め切っているわけなので、指定管理というようなところも今現在どういうふうな進捗になっているのか。

以上、4点伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のこれまでの経緯であります。社会厚生委員会等でも、まず今後の保育園の在り方をどうするかということについていつもご質問もいただいております。いつも説明しているのは——ちょっと長くなるので——市街の民間園があるところについては、民間に委託をしていきますと、公設は小さくしていきますという話をずっとしてございまして、今回の内容も、私立園がかなり市内六日町地区は多ございますので、その人数をある程度保持しないと運営として難しいだろうということで、さきの10月15日でしょうか、委員会のときにも寺口議員から質問をいただきました。園児数が減っているということと、統廃合についての考え方とかということで、私は再度そこで、特に市街地の園は、例えば公立の園を減らすとか縮小して、私立の園を運営できる体制を行っていきますというふうに説明しました。

ただ、田中議員のおっしゃるとおり、上町保育園をどうするというところまでは具体的に話していませんでしたが、そういった方向でやっていくということで私どもはこれまで続けてきたと思っております。ご理解いただけるものだと思っていたところもあると思いますが、説明を個別にしたわけではありませんので、皆さんから唐突だったというようなお話があるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思っております。

あと、2点目以降はまた課長から説明します。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2点目ですけれども、応募の状況ということであります。保護者の方については次年度以降の保育園の体制ということで、小規模化になるということでご説明させていただきまして、その中で保護者の方——3歳以上児の方については、転園を希望される保護者の方もいらっしゃいますし、今回、小規模事業——2歳児までですけれども、特例という部分もございまして、条件が合えばそのまま3歳以上のお子さん——3・4・5歳も入園できるという状況になってございます。ですので、説明した段階では転園を希望される方、また、そのまま引き続き上町の小規模保育園に継続して入園したいということでのお話をいただいている保護者の方もいらっしゃいます。

3点目ですけれども、どのような対応をしているかということでもあります。上町保育園から転園を希望される保護者、園児につきましては、入園の申込みは既に終わっております。説明の際には、優先的に転園先の保育園へ調整をさせていただくというご説明をさせていただいております。

4点目、附則のところの指定管理に関しましては、新たに指定管理者に小規模保育園を運営していただくというところの中で、やり方としては新規の募集ということもあるのかもしれませんが、現状、スケジュール的にタイトなものを示してしまいましたので、今受けている指定管理者と協議をしております。そこを整えたら、そこと指定管理という形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点目の、その経緯については説明がありましたけれども、いつ決定したのかということについては、はっきりお話がなかったと思うのですけれども、そこはいつなのでしょうか。10月15日の社会厚生委員会では説明がなかったわけですけれども、それ以降に決まったということはないと思うのですけれども、来年度の園児募集が10月いっぱい締切りのわけですので、もうその時点でも決まっていたことであつたと思うのです。調査案件として上がっていたわけですから、その時点で全くそこに触れないというところはどのようになのかということが分かりませんので、一体、いつ決定したのかということ再度伺います。

あと、今いる園児について、保護者に対しては説明して、転園したい方については転園先を優先的にということは何いましてけれども、その中でどういった意見が出たのか。もう

この上町保育園については、年々園児数が減っているというのは今急に始まったわけではなくて、もうずっと見ていて分かっていることでしたので、早くから小規模にするのであれば小規模にする。もっと早くにそういった議論をして、説明もできるものであったと思うのです。やはり全体に係るのですけれども、一体この決定が今になった、急にここで条例制定となったところが一番分からないところですから、再度お願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 決定というか、私どもが様々にいろいろな方法を考えてどうしたらいいかということを検討していて、決裁としていただいたのは募集が始まる前だと思います。それ以前には、市長のほうで決裁をいただいていると思います。ただ、繰り返しになりますけれども、今まで委員会等でも個別に、田中議員からも公設民営園でかなり人数が少ないところがあるということの意見をいただいたわけですので、そこできちんと私どもが話すべきであったとは思っております。その点についてはおわび申し上げます。

○議 長 まだ③のどういった意見かということ……（「すみません」の声あり）
福祉保健部長。

○福祉保健部長 公設園ではありますけれども、公設民営園でありまして、私どもはできれば公設民営から公私連携へ、そして民間園へというようなスタンスを取っていく中で、本当は当初は確か5年間の委託期間だったと思います。それを、各できる園からどんどん3年とかにしながらその間で公私連携に替えていこう、民営にしていこうという流れの中ですので、ここにもずっと何もしなかったわけではなくて、上町保育園にもこういった形でまずは民間園にしたいという思いが大きかったのです。ですが、それより前に小規模化のほうをまずは委託を受けるであろう業者も含めて、市民も含めて、先ほど申し上げたゼロ歳から2歳児の入園が主であるという施設について、ここで小規模化をお願いするほうが、まずは得策ではないかということで、このような議案として上げさせていただきました。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 いろいろ質問してきた中で、上町保育園については広い土地と施設でありますので、その中で30人ぐらいの園児になってきていて、どういうふうにしていくのかはいろいろ方法があるというような話はもちろん聞いてはいましたけれども、ただこの時点で決まるということについては、やはり説明が足りなかった。上町保育園というふうにしちんと言って、そのことについてというのは、やはり場所的にもとてもいい場所ですから違う方法もあると思うのですけれども、ただ、こういう形で決定した、そしてもう募集もしてあるわけなのです。未満児については市全体としても途中入園とかがなかなか希望どおりにいかないがあるので、全体として考えてこの場所で未満児保育ができる。

そういった問題が解消されるというような考え方もあって決められたのかということ伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 未満児ですと配置基準が、非常に職員数が必要になるところですので、これができたからといって全て解決するとは思いませんが、そこはなかなか年度途中の未満児の入所について非常に対応が難しい部分があります。そこは公立園で今まで対応しておりますので、公立園で対応する。また、こちらで対応できるのであれば、こちらの小規模園も使って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の6番議員とダブるところがあるかもしれないですが、そもそもこの小規模保育園を設置しようといういきさつというか、気持ちというか考え方ですけれども、例えば前々から定数割れ、70人の定数のところに人数が少ない。資料によりますと現状は37人ぐらいになっているというようなことで、実質人員が少ないというのは分かる。それはそれで現状の中で何とか定員を減らすとか——20人以上であればいいわけですから、減らすとかということになるのですけれども、小規模保育園にしたということはやはりそれなりの意味があると思うのです。

何の意味があるかという、部長がおっしゃったように3歳未満児がここは原則ですよね。その対応を市としてしっかりしていこうと、ここを中心にしていこうというような考え方があるのであれば、私はこれはある程度理解できるのです。だけれども、現状この37人の中に3歳児未満の方がどれぐらいいるか、以上の方がどのぐらいいるか、募集を取ったらこの結果はどうだったのかというのを考え合わせれば——私は数字は分かりませんが、果たしてそんなに簡単に結論が出せるのかというのがあるのです。だからもう少し時間をかけたほうがいいのではないかとというのが1点あるのです。

もう一点は、これが一番私は引っかかるのですけれども、この条文なのです。第4条の中で(1)と(2)です。子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する人もできる。または今度は(2)です。生後6か月以上であり、かつ、子ども・子育て支援法第19条第3号に該当する人とあるのですけれども、まず(2)から言いますと、これは3歳児未満の方、生後6か月以上3歳未満の方です。そのほかに条件が書いていないのです。その上の(1)の子ども・子育て支援法第19条第2号というところは、その本文を見ますと、3歳以上で保護者の労働または疾病、そういう人がある方と3歳未満児ということになっているのです。ということは、これを一緒に並列にして募集をかければ、両方の方が来るのです。そうすると、あえて何で小規模保育園にしたのかということにまた戻ってしまうのですよね。

上の(1)というのやはりこれは特例なのです。それをあたかも普通に受け入れますとするというのは、非常に私は問題があると思うのです。(2)で、現状3歳未満の子が入った、来年になったら3歳になった。そうしたら今度は保護者の労働、疾病が引っかかってくるのです。そうすると、3歳になった時点で転園しなければならない。そういうのが、私はその条文を見た中で非常に気がかりで、これはもう少しやはり検討しながら作成したほうがいいのではないかとというような直感的に感じたのですけれども、そこら辺の考え方がありました

らお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の、小規模園にしたというところの大本のところですが、先ほど田中議員からもご質問があったとおり、場所としてああいういいところであって、人数が減ってきているという中で、私どもとしては小規模保育園にして、より必要な方々に使っていただけるような園にしたいということでもあります。指定管理を予定しておりますので指定管理者と十分な協議をして、なるべく途中入園に——全て対応できるかどうか分かりませんが、でもそういった対応ができるような形に持っていきたい。そして、今までどおり公立の公立園でも対応して行って、年度途中であっても、なるべく未満児の方が入れないという形がないように努めていきたいと思っております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 なるべく……（何事か叫ぶ者あり）すみません……

○議 長 まだ答弁が……失礼しました。

子育て支援課長。

○子育て支援課長 2点目の対象児童のところでありまして、やはり3歳以上——3歳未満の部分というところで、3歳以上になれば小規模園だったら転園しなければいけないのではないかとこのところでもあります。転園という形はありますけれども、一応、連携園ということではほかにある園——ここであれば、今だと想定しているのは指定管理をしている園のほうへ3歳になったら移動する。またはほかの公立の園のほうに連携園として転園していただくということも可能ということになっておりますし、年齢的なところでやはり少人数になっておりまして、ある程度の年齢になりましたら集団的な保育のところが必要になってきますので、そこに転園というふうにはなりますけれども、また新たな大規模な保育園のほうに行って成長していただきたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 説明が非常に分かるのと、何か矛盾している答弁だというのが、私は感じ取れて申し訳ないのですけれども。であるのであれば、ある程度の年になったら集団生活の中でより同じような年の子と一緒に遊んだりするほうがいいから、転園もいいではないかというような、極端に言えばそういうような答弁でありましたけれども、そうであればなおさら本来の小規模保育園の形を維持する。それで、例外的に3歳以上の人を認めるというような条文の成り立ちになっていないと、これでは普通の保育園とほとんど同じですよ。

それで、普通の保育園よりまず悪いのは、毎年申請で更新していくわけなのですけれども、2歳から3歳になるとき——さっきも言いましたけれども、そのとき今度はここにいられなくなって——いられなくなることはないかもしれませんが、いられなくなって転園しなければならないというようなこと。転園はその連携園があるからということでもありますけれども、連携園があるか、ないかというのはこの形でなくても、小規模保育園ではそれは必

ず設けておかなければ3歳になったときに困るのです。それが今回の条例化してこういう形にしようという理由にはならないと思いますので、私はもう少しこの検討が必要だったというのが思いであるのですけれども、そこら辺はやはり整理はついているのでしょうか。

最終的に確認したいのは、こういう形で未満児保育を重点的にやっていこうという考え方の下に、小規模保育園というのを進めようというところが基本にあってやろうとしているのかというところだけ、もう一回お願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほどのところですが、人数が少ないというところが一番、我々としては課題で、何とかしなければならないというところで考えておりました。その中で、今現在も縦割り保育ということで年代を混ぜて保育をしている現状があります。それだけではやはり年代が違い過ぎまして、一律な保育活動というのはできないというところになってございます。ここではやはりある程度、年代を分けまして、ここで一旦は小規模保育園という形を取って、小規模の途中入園の対応等をできるような保育施設の一つというふうに位置づけを考えました。

また、上の3歳以上児につきましては、他の園に動くということにもなりますけれども、でも動いてもそこで成長に即すような形になろうかと思っておりますので、こういう形でさせていただきますと考えております。

以上です。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 聞きづらい部分でございますけれども、今までこの園に関しましては、連携園という形でこれからやって、私立という形で報告を受けていたし、子どもはそういうふうに思ってきたわけでありまして。そうした中で、説明のほうでもよい場所にあるのにもかかわらず園児が減っている。また、ある面では、私立の中でもどんどん増えているところもあるわけでありまして。そういうところに——こんなこと本当に恐縮ですけれども、園児数が減ってこういう形になったということです。今まで未満児を受けていなかったわけですが、今度はあえて未満児を一つとしてやろうということにもなったわけですね。その部分、何が原因でこのようになってきたという部分を、ただ園児数だけの部分でいいのかどうか。大変言いづらいことですが、そういう部分をどのように感じ取っておられるのかという中で——私は、未満児というのは今必要としているからこれはいいと思うのです。ですけれども、指定管理者と打合せをするという中で、やはりその部分もきちんと執行部は精査した中で動いているのかどうかをお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今後の管理については、これからまた——3月でしょうか、指定管理のほうの議案として出させていただくことになろうかと思いますが、この園だけではなくて全体的に公立園も含めて保育園児の数が減ってきているので、ここだけ極端に下がり幅が大き

いというような認識は持ってはいません。ただ場所がいいのにもかかわらず、もう少し入ってもいいのではないかというような思いもあろうかと思しますので、その辺りについてはまた私どもが——よりまた何か問題といったらおかしいですが、また改善すべき点があるのかどうか、そういったのも含めて十分な協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 今、部長がおっしゃったように、やはり今、本当に園児が少なくなっているわけでありまして。そうした中で、この施設もある面では大規模改修だとか、そうして投資をしてきたわけでありまして。そうした中で、私は本当にもっと長期間たった中でのいろいろな計画性というものを大事にしないといけないのではないかということ、あえて私は提言させていただきたいと思っております。その点に関して今の部分で、本当に財源が限られた中でやるわけでありまして、やはりもっと長期間の展望に立っているいろいろなことを考えていただきたい。要望して終わりたいと思っております。

○議 長 質疑は……（「結構でございます」の声あり）答弁はよろしいですか……（「答弁は、先ほどの答弁で追加がありましたらお願いします。なければ結構です」の声あり）

福祉保健部長。

○福祉保健部長 全体の計画ということで当然、公共施設等総合管理計画の個別計画にこの園も入っております。その計画としては民営化あるいは廃止統合です。ですので、それをどのタイミングでできるかというのは園児の減り方とか、あとはいろいろな社会情勢によって、逆に郊外の園がいいとってそちらに——増えることはなかなかないかもしれませんが、いろいろな動きがあるのでそれを見ながら、適切なタイミングで民営化もしくは廃止統合という形ですので、今回はそこまでは至らず、民営化までには至らずでしたけれども、小規模化することによって効率のいい保育園としたいという思いで続けております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 92 号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の制定について、市民クラブを代表して反対の立場で討論に参加いたします。

六日町中心地域には 6 つの保育施設があり、保護者の家庭状況等考えて選べる状況になっています。そんな中で、上町保育園については年々園児が急激に減っており、10 月末で 23 人が通園しています。施設はまだ新しく広い建物であり、希望する園児が少なくなれば、その保育施設を今後どう活用するのかは慎重な議論が必要になります。今までの保育施設の統廃

合についても、地域での話合いや議論を尽くして進めてきたはずです。

それが10月15日の社会厚生委員会では、今年度を実施したニーズ調査を分析し、第3期子ども・子育て支援事業計画案をまとめ、来年1月にパブリックコメントを実施し、今年度末に子ども・子育て会議で正式決定と説明され、上町保育園のことは一言の説明もありませんでした。新たな子ども・子育て支援事業計画もまだ決定せず、急激な少子化の中で保育事業を今後どうしていくのか。全体のビジョンが見えない中で、今定例会に条例制定として上げるのはあまりにも性急であり、進め方が不透明です。

しかも、準備行為として入園手続、指定管理者の指定に関する手続、その他、この条例のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるとあり、既に来年度の入園案内には、上町保育園は令和7年4月以降、小規模保育園に移行する予定ではっきり書かれています。なおかつ、説明の中では指定管理についての答弁もありました。小規模保育園にしても指定管理先が今までと同じでは、何がどう改善されるのか全く分かりません。大切な子育て事業について全体の計画も示されず、何の説明も議論もなく進めるこの条例制定には、時期尚早であるとの理由から反対討論といたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 第92号議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

反対者にもそれなりの理由があって反対討論に出たとは思うのですが、実際問題、先ほど反対討論の中でも急激な子供の減少というふうにおっしゃっていました。急激だというのはどれぐらい急激かということと本当に急激なのです。議論を準備して時間をかけて議論をしないでという話があったのですけれども、議論している余裕もなく経営が圧迫されるような状況だってあり得るわけなのです。それを予想するかどうかということは、不測の事態ということも当然ながら考えなければいけないけれども、全てのことを全部準備して最終的に様々なものを閉鎖していくというのは大切なことかもしれないのですけれども、やむを得ない事情というのがあるので、それも含めて鑑みたときに、今回の小規模事業に園を縮小するのはやむを得ない。その中でこのような事態になったというふうに私は理解しています。

そういうことを考えてみると、本当に議論しなければいけないのは、これから子供たちの保育、公設だったら——言い方は悪いですが——削減していこう、閉鎖していこうというのは簡単ではないけれども、私立保育園であったりとか、公設民営園よりはそれほど苦渋の決断というところまではいかない。今回これは苦渋の決断の結果だというふうに私は思っているので、これを賛成してやっていかない限りは、今後、私たちが子供たちを育てていく中で不安要素がたくさんあるのは分かります。不安要素はたくさんあるのだけれども、もうそこまで議論をどんどん深めていくほどの減少率を上回っているということも理解して、今後保育事業に臨まなければいけない。

今後このようなことがないということを期待はしつつ、これを一つの例として我々も様々

なことに対応していかなければいけないと感じております。よって、私はこの条例に関しては賛成と思っております。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第92号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の制定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加いたします。

子供の人数が減るから統廃合を進めればよいということではないと思います。また、小規模保育施設の設置に私どもは反対しているわけではありません。保育事業は子ども・子育て支援の重要な柱の一つであります。したがって、変更するには十分な論議が必要であり、今回の提起はそうした論議が十分になされたとは思いません。十分熟慮した上で結論を出すべき問題だと思います。そうした点から、今回の提案には賛成しかねます。

以上、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第92号議案 南魚沼市小規模保育事業の実施に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を15時15分といたします。

〔午後2時59分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 日程第17、第93号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第93号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、概要であります。現在、印鑑登録証明書の交付につきましては、市役所と市民センター窓口あるいはコンビニ交付で取得をすることができます。窓口では、印鑑登録カードを持参した方に交付する一方で、コンビニ交付の場合は、マイナンバーカードを使ってご自身

で取得する形となっています。現行の条例では、窓口マイナンバーカードだけを持ってお越しになった場合には、印鑑登録証明書を交付できる条文になっておらないことから、その場合でも窓口でマイナンバーカードの提示のみで交付ができるよう、所要の改正をしたいと思います。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3ページをご覧ください。第10条は、印鑑登録証明書の申請の規定ですが、改正前の第1項の申請の部分と第2項の本人確認の部分とを改正後の第1項としてまとめることとし、新たな第2項として、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が設定されている個人番号カードをお持ちの場合には、それを添えて証明書の申請をすることができるとするものです。

第11条第1項は、印鑑登録証明書の交付の規定ですが、細かい事務手順は規則に譲ることとし、文言を整理し、一番下から裏の4ページに続く第11条の2は、先ほど第10条で先に個人番号カードの規定をしたことから、その部分を省略するものであります。

2ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行するしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第93号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、第94号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、議案第94号につきましてご説明申し上げます。

自然災害時に市民が死亡または心身に著しい障害を受けた場合に支給する、弔慰金または災害障害見舞金について、市ではこの本条例に基づいて支給しておりますが、今後、必要に応じて災害弔慰金等支給審査会を設置し、専門的知見に基づき迅速に支給の可否を判断でき

るようにしたいため、必要な規定を整備するものです。

また、支給審査会の委員は、市の非常勤特別職となるため、附則によりまして、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正を行いたいものであります。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。現行条例の冒頭の目次、第1章から第5章となっておりますが、現行の第5章を第6章に改めまして、第5章を災害弔慰金等支給審査会として加えます。現行の第16条を第17条としまして、第16条を災害弔慰金等支給審査会の設置と見出しをつけまして、改正案のように加えるものということになります。第1項は、支給審査会を設置することができるかと規定するもの。第2項は、委員の構成。第3項は、規則への委任について定めます。

下段の表になりますが、これが南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正になります。めくっていただきまして4ページとなりますが、非常勤特別職の報酬について定めた別表第2、これに災害弔慰金等支給審査会委員の報酬額を加えるというものであります。

議案2ページに戻っていただきまして、附則第1項のとおり、条例の施行日は公布の日からとしたいもの。第2項は、先ほど説明しました委員の報酬についてでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第94号議案 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第19、第95号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 第95号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本改正案につきましては、令和8年4月より稼働する新健診施設の稼働に向けた職員の確

保を踏まえ、南魚沼市職員定数条例で定められております病院事業部局の職員定数について、定数枠を現行の 360 人から 10 人増の 370 人としたく、条例の一部改正を行いたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。本則の別表となりますが、病院事業部局の職員につきまして、現行の 360 人から 10 人増の 370 人とし、計の欄を 1,164 人から 1,174 人に改めるものです。

1 ページに戻っていただき、下段、附則として、令和 7 年 1 月 1 日からの施行としたいものです。

以上で、第 95 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 では、この 360 人を 370 人ということですが、その職種についてはどうなのか。いろいろな事業を——訪問看護を増やしたりとか、いろいろやりますので、委員会の中でも一体全体として人数はどうなるのだということはお聞きしたのですが、今回 10 人の増が上がってきたのですが、その内訳——看護とかりハビリのほうの人だとか、いろいろ職種があると思うのですが、その辺はどう見込んで 10 人足りないということなのか伺います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 今回の定数増は、主に新健友館をターゲットにしまして、この 10 人の内訳は医師 1 人、それから看護師 9 人でございます。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ確認も含めてお聞きしたいのですが、10 人増ということなのですが、新健診施設の運営ということで規模が大きくなるので、人員増は致し方ないというのは前提なのですが、ただ、先ほどの議案の中にもありましたように、病院会計のほうは非常に厳しい状況の中で、収入増の見通しがあればまたあれですが、人員だけ増えていくような感じを私は受けてしまうのです。そこら辺のシミュレーションといいますか、そこら辺の見通しの中で、こういうような人員 10 人増ということになっているのかということだけお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 社会厚生委員会の中で、決算統計というか、常に新健友館のことは、るるご説明してきておりますが、平時というか、今大体利益は、収支で毎年 5,000 万円出ております。今度、新健友館に至りましては、全体がその軌道に乗れば 1 億円弱の収益を見込んでおります。ただ、そこに至るまで——住民健診はこれから六日町地域、塩沢地域と増えていきますけれども、問題は人間ドックを拡大するスピードだと思います。できるだけ早く軌道に乗せたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 病院もこのくらい規模が段々と大きくなりますと、職員の出入りも結構あるみたいで、特に看護師などは通年で30人くらいですか、募集をしているという話も聞きますが、若干の余裕がないと、なかなか経営も職員の出入りも大変だと思うのです。今現在のくらいで、例えば定数370人で今どのくらいの減員と、ここの定数の差みたいなものがあるのか、それだけお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 どの時点で比較するかというのはなかなか企業として面倒くさいのですけれども、この令和6年4月の段階で、いわゆるこの定数は351人おります。この12月現在では348人おりますけれども、問題は令和6年4月から令和7年4月までの出入りです。それにつきましては、看護師を中心に結構大きな出入りがございます。今のところ、出ていくのが二十二、三名、年間通して出るのではないかと。看護師だけではないです、全体を通して。それで入りは31人くらい、30人ちょっと入ってくるというふうに思っております、コンスタントに10名ずつくらいは伸びていくのではないかと考えています。その中で、もうそろそろこの職種はいいのではないかとというようなこともございますけれども、看護師については、これからも病院の再々編の中で、さらにまた健友館以外にも需要が高まるのではないかと考えています。

ただ面倒くさいのは、定数の議論は議論としてあるのですけれども、実際には会計年度任用職員も非常に重要な戦力でありまして、あるいは会計年度任用職員でも32時間以上働ける方には、例えば医師であってもそれは常勤的なカウントになるわけなので、これからの働き方改革を考えますと、定数の議論だけではなくて、そういった多様な働き方に対応したマンパワーの確保ということをこれからカウントしていく必要があると思っております。

以上です。

〔「終わります」の声あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第95号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 20、第 96 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 96 号議案についてご説明申し上げます。

令和 4 年 6 月 17 日に刑法等の一部を改正する法律、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の条例の整理等に関する法律が公布されまして、一部を除き令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。

日本の刑罰は、生命刑、自由刑、財産刑の 3 種類に分かれておりますが、そのうち、罪を犯した者の自由を制限し身柄を拘束する自由刑につきましては、現在、懲役、禁錮、拘留の 3 つに分かれています。このたびの改正では、禁錮及び懲役の 2 つの刑を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されます。

改正の理由としては、懲役は、受刑者が拘置され刑務作業を科せられる刑罰である一方で、禁錮は、受刑者が拘置されるだけの刑罰でございます。しかし、禁錮の受刑者でも、希望すれば刑務作業を行うことが可能で、ほとんどの受刑者が刑務作業を行っていると言われております。また、近年では、受刑者を収容する刑事施設、いわゆる刑務所では、受刑者の高齢化が進み、リハビリが必要な受刑者が増えているというような一方、若年の受刑者には手厚い更生指導なども求められている状況です。

このたびの刑法の改正では、拘禁刑の創設に加えて刑務作業が義務でなくなる、あるいは受刑者の自発性・自立性を尊重した更生・社会復帰のための措置に重点が置かれるなどの改正が含まれております。

なお、改正法の施行日以降に起きた事件・事故で起訴され、有罪になると拘禁刑の対象となります。市の条例においても、改正法の施行に合わせ、懲役、禁錮の字句を含む条例を拘禁刑に改めるなど、関係条例の整理を行いたいものです。

議案の 1 ページをご覧ください。第 1 条から 2 ページの第 7 条までが関係条例の一部改正となり、7 つの条例を対象としております。第 8 条以降は、罰則の適用などに関する経過措置となります。経過措置といえば附則に置かれるのが通常でございますが、本議案では本則において規定しております。理由は今回の刑法改正による影響が改正条例だけではなく、過去に改正や廃止された条例で禁錮、懲役に関する経過措置が設けられたものにも及ぶこととなり、それらについても拘禁刑に置き換わった場合の適用関係を規定する必要があるため、本則中に規定するという形にしております。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係、南魚沼市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、第 5 条の禁錮を拘禁刑に改めるものです。

5 ページから 6 ページにかけて、第 2 条関係、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正では、第 16 条の 6、第 3 号及び第 4 号、6 ページに行きまして、第 16 条の 7、第 1 号、同条第 3 項第 1 号の、いずれも禁錮を拘禁刑に改めるものです。

7 ページ、第 3 条関係、南魚沼市河川管理条例の一部改正は、第 10 条の懲役を拘禁刑に改めるものです。

第 4 条関係、南魚沼市表彰条例の一部改正は、第 8 条第 1 号の禁錮を拘禁刑に改めるものです。

第 5 条関係、南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、第 4 条第 1 号の禁錮を拘禁刑に改めるものです。

8 ページ、第 6 条関係、南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正は、第 18 条第 2 項第 3 号ウの懲役若しくは禁錮の刑を拘禁刑に改めるものでございます。

8 ページから 9 ページにかけて、第 7 条関係、南魚沼市個人情報保護審査会条例の一部改正は、第 9 条の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、中段の第 2 章、経過措置の部分をご覧ください。第 8 条第 1 項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、従前の例によることとするものです。具体的には、第 3 条の南魚沼市河川管理条例、第 7 条の南魚沼市個人情報保護審査会条例の罰則に関し、条例施行前にした行為については、従前の禁錮、懲役として処罰を行うものです。第 2 項は、過去に改廃された条例において、改廃後もなお効力を有するなどとされた罰則等において、それらに禁錮、懲役、拘留が含まれている場合は、それぞれ改正刑法の拘禁刑、拘留として罰則を科するとするものでございます。

第 9 条は、人の資格に関する経過措置です。過去に改廃された人の資格に関する条例の規定において、改廃後もなお効力を有するなどとされて、禁錮、懲役、拘留に係る規定の効力が現在も有効であるものについては、改正刑法の拘禁刑、拘留に処せられた者は、それぞれ改正前の禁錮、拘留に処せられた者とみなすとしたものでございます。

第 10 条は、期末手当の一時差止め処分に関する個別の経過措置となります。南魚沼市職員の給与に関する条例では、期末手当を支給することとされていた職員で、支給日の前日までに離職した者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に関する刑事事件に関して、禁錮以上の刑が定められた罪で起訴され、その判決が確定していない場合は、期末手当の支給を一時差止めができるという規定があります。そのため経過措置として、条例施行前に禁錮以上の刑が定められている罪について起訴された者は、拘禁刑が定められている罪について起訴された者とみなすとするものでございます。

第 11 条は、規則への委任です。

附則として、条例の施行は、改正刑法の施行日である令和 7 年 6 月 1 日からとしたいものでございます。

第 96 号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 97 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 97 号議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 5 年度の地方税法の一部改正のうち、令和 7 年 1 月 1 日から施行される部分について条例を改正するものです。

改正内容は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化についてで、所得税において同様の法規定が新設されたことに併せて新設するものです。扶養親族等申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合は、その異動がないという旨の記載によることができるとするものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをご覧ください。第 25 条の 3 の 2 は、給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、新たに加える第 2 項は、給与所得者が扶養親族等申告書を提出する場合、記載事項が前年の最後に提出した申告書に記載した事項と異動がないときは、記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができるというものです。

続く第 3 項以下、4 ページの第 6 項までは、今回第 2 項の新設による項番号の繰り下げによるものです。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第 1 条は施行期日で、法の施行日に合わせて、令和 7 年 1 月 1 日とするものです。

めくって 2 ページをお願いします。第 2 条は経過措置で、この条例の施行日以後に支払いを受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 98 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 98 号議案について説明申し上げます。

市が設置している 12 の放課後児童クラブ——いわゆる学童クラブですが——のうち、大崎小学校内に設置していますおおさきクラブの名称変更に係るもので、ひらがなの「おおさき」から漢字の「大崎」に変更したいものです。

平成 31 年 4 月に統合した新おおまき小学校ができた際、2 つの学童クラブも統合し、名称をひらがなのおおまきクラブと改めました。しかし、おおさきクラブとおおまきクラブが混同しやすいということから、このたび、おおさきクラブのおおさきのひらがな表記の部分を、小学校名に合わせ漢字の「大崎」に改めるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。条例第 2 条は、クラブの名称及び位置を定めるものです。現行の表中のおおさきクラブの名称を漢字の大崎クラブに改めるものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則です。この条例の施行は、令和 7 年 4 月 1 日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 私語は気をつけてください。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 98 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 99 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 99 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、上位法である下水道法施行令が改正されたことを受け、条例中の語句を改正するものであります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 9 条、除害施設の設置等の第 1 項第 7 号中の、括弧内の大腸菌群数を大腸菌数に改めるものです。

法改正の趣旨は、水質検査の技術向上により放流水の排水基準の指標項目名、並びに基準値が変わるものであります。

1 ページに戻っていただいて、附則として、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 100 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 第 100 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本改正案につきまして、昭和大学が長らく運営を行っていた石打丸山スキー場の冬季診療所について、昭和大学や地元関係者と相互協力しながら、南魚沼市民病院の附属診療所として新たに開設を行うものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条第 2 項で定めた、病院事業を行う附属機関として、南魚沼市民病院の下に、(2) として附属石打丸山スキー診療所の名称と位置を加えるものとなっております。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、本条例の施行期日を交付の日からとしたいものです。

以上で、第 100 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 南魚沼市民病院の附属診療所ということですので、会計処理も市民病院事業会計の中に含まれるということだと思いますがその確認と、もう一つは、これは多分冬期間だけのことになるのではないかと思うのですけれども、今まで昭和大学との関係もあったということもありまして、附属診療所になるのだけれども、ここだけ指定管理とか、そういう形というのは想定があるのかどうか。その 2 点、お願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 この附属診療所でありますので、会計処理は市民病院事業会計の中です。それでついでに申し上げますと、この話は地元の人員いろいろ、パトロール隊でやっているとか、いろいろなことがあって、昭和大学のほうでマンパワーを出してくれる、それから地元のほうは施設を使わせてくれる、市民病院事業のほうは全体の管理運営することで三者が協力してやるという形になっています。それなりに費用がかかりますけれども、収益もありまして、私が一番期待していますのは、現地に行くその若い先生が朝から晩までいるのですけれども、もう一人を市民病院の整形外科の外来に来てもらって、午前中は指導していただくという形になるので、今整形外科の待ち時間といいますか、非常に大変なところもカバーしてくれるのではないかと考えております。

それから、冬期間だけということですが、今後そういった形で人脈も——今も昭和大学から毎週火曜日に来てもらってまして、そういうことで少しでもこの地域のスキー外傷、あるいは地域の医療に関心を持ってくださる方が根づくようにやっていきたいと思って

いまして、既にもう 12 月いっぱいまで来てくれる 8 名の医師の登録を今やっております、そういった形で冬期間以外に向けても、できれば足場をつくりたいと考えております……（何事か叫ぶ者あり）……そもそも、指定管理というところは考えておりません。というのは、なぜこうやって、前は昭和大学の医局の先生がやっていたけれどもできなくなったかという、コロナ禍のときもあるのですけれども、個人の医師がそういった形で管理者になるということに対してやはりいろいろ問題があるということなので、昭和大学自身が法人としてこの事業をやるという形に今なっておりません。

したがって、昭和大学から来る医師については、会計年度任用職員として発令する形を取らざるを得ないので、ただそういった医師の派遣については、派遣業は取っておりませんが、一応約束して医局全体でオペレーションして来てもらうということなので、昭和大学として——医局は法人格ないですから、指定管理の契約というのは現実的ではないと考えております。むしろ、先ほど申し上げましたようにそれを足場にして、昭和大学という法人と南魚沼市と、さらなる違った契約に向けて足場になればいいと思っております。その場合には指定管理以上の契約関係になろうかと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 25、第 101 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 101 号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

石打保育園と上関保育園が令和 7 年 4 月 1 日に統合し、現在の石打保育園の場所に石打保育園という名称で設置することが決定していることから、必要な改正を行うものであります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条、市立保育園の名称及び位置の表中、上関保育園の項を削るものであります。

議案 1 ページに戻っていただきまして、附則のとおり、令和 7 年 4 月 1 日から施行するしたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、第 102 号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 102 号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の廃止についての提案理由を申し上げます。

無電柱化事業につきましては、南魚沼市無電柱化推進計画に基づき、国の補助金を活用し、魚沼の里周辺の市道 2 路線を計画上は令和 6 年度までに整備する目標でしたが、1 年前倒しし令和 5 年度に事業が完了となりました。

この事業の補助裏財源として、企業版ふるさと納税を活用する方針で進め、事業実施を円滑に進めるため基金を設置しましたが、事業が完了し設置目的が達成され基金残高がゼロとなったことから、今回廃止をするものです。

なお、附則として、条例は、公布の日から施行することとしたいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 27、第 103 号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 103 号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市が加入する新潟県市町村総合事務組合より、規約の変更に関する協議書の提出依頼があったもので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、規約の変更について議会の議決をお願いするものです。

規約の変更理由は、妙高市から公平委員会に関する事務について、令和 7 年 4 月 1 日から新潟県市町村総合事務組合の共同処理事務に加入したいとの申出があったことによるものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第 2（第 3 条関係）の表中に、共同処理する事務の 2、公平委員会の設置、及びその下の 3、公平委員会の権限に、それぞれ糸魚川市の次に妙高市を加えるものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、令和 7 年 4 月 1 日から施行したいとするものでございます。

第 103 号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 103 号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 28、第 104 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 104 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について説明いたします。

八海山麓観光施設は、令和 6 年 3 月 31 日（当日発言訂正あり）をもって 3 年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

それでは、議案の 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、八海山麓観光施設です。

2、指定管理者に指定する団体は、所在地、南魚沼市荒金 56 番地 1、名称は株式会社アクティ、代表者は代表取締役佐藤弘となっております。

3 といたしまして、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

本施設につきましては、経年劣化によりリフト——索道をはじめとする諸施設について、大規模改修が必要な時期に来ていることから、令和 5 年度にはリフトやサイクリングターミナルの大規模改修に要する費用などについて調査をさせていただきました。

しかし、敷地の多くが民有地であり、また設備撤去に際しても多額の費用がかかるため、今後の方針について、索道事業継続の可否も含めた中で慎重な判断を要することから、現指定管理者等とハード、ソフト両面について話し合いながら、令和 6 年度には東地域に観光分野では初の地域おこし協力隊を採用し、また指定管理者側においては役員の増員など、運営と組織強化への取組が進められたところです。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。今回の指定管理者の選定につきましては、八海山麓観光施設条例及び南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき公募を行いました。結果、株式会社アクティのみの応募となりました。その結果を受け、令和 6 年 9 月 12 日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に指定管理者の選定について諮問を行い、11 月 15 日に結果答申を受けたことから、株式会社アクティを指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至ったものであります。

株式会社アクティは令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間——通算としては 16 年ですが、当該施設の指定管理者として指定管理を行い、コロナ禍があつたにもかかわらず、地域住民と協働しながら積極的に地域の活性化や四季を通じた観光誘客に取り組んできました。また、申請書類審査においても、不適格事項は認められないことから、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、資料に基づき指定管理者候補団体からの事業計画及び収支計画についてご説明いたします。4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針では、スポーツ、レクリエーシ

ョン、文化活動等を振興し、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、地域におけるスポーツ振興拠点として機能することで、地域への貢献と、都市部からの観光交流の受け皿としての役割を進めることとしております。

2は施設の概要で、スキー場とサイクリングターミナル、勤労者体育館の3施設を管理・運営するものであります。

5ページ前半が3で利用計画、後半から6ページの中ほどまでが4で利用料金が記載されております。スキー場の入り込み計画数は3万人。新型コロナウイルスや昨シーズン暖冬少雪であったことから、単純に比較はできませんが、過去の実績に基づいた数字となっております。6ページ後半として、5、収支計画書。7ページには、6として団体の概要が記載されております。

以上で第104号議案の説明を終わります……（何事か叫ぶ者あり）以上で第104号議案の説明を終わりますが、冒頭部分で、本施設については令和6年3月をもって3年間の満了と申し上げましたが、正確には令和7年3月で満了でした。訂正いたします。失礼いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 条例の指定管理者の部分で、6ページの料金体系の部分でありますけれども、今一泊二食が6,800円というこの表示、条例で決められているかと思えます。この金額に関しまして、今民間ではかなり物価が上がっている中で、民業圧迫に影響しないのかどうかという調査もされていると思えますけれども、その点をどのように見ていただけるのか、1点お伺いさせていただきます。

2点目であります。体育館の利用者料金の件であります。今この指定管理者の方が体育館の使用を多分管理しているかと思えます。かなりやっているかと思えます。7月で650人、8月で1,200人です。この料金体系を見たときに、1日2万1,000円です。そうしたときに、収支計算書の中を見ると金額が全然この金額と合わせて違うわけです。これをどのように見ていただけるのか、お伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1つ目について私のほうからお答えいたします。こちらの宿泊料を含めて——利用料になりますけれども、条例で一応上限が決められてありまして、その中で市長の許可をいただいた中で料金を決めているところです。宿泊施設の話は今おっしゃいましたけれども、確かにほかの民間事業者に比べると、料金的には民宿としては安めに設定されているのではないかと思うのです。これが民業圧迫かというお話になるのですけれども、民業圧迫というお話を言われる方もいるのかもしれない。

実際に大和地域において、スキー場近辺で宿泊施設が、すぐゲレンデ前というものについてはあそこのみという形になっております。実際にこれが例えばほかの宿泊施設があるスキ

一場の、例えば八海山ですとか、それから石打丸山、塩沢方面のスキー場とか、そういうものの近くの宿泊施設と比べたときに、優位性という形で、そのスキー場の魅力としてお客様を積極的に優先的に導けるかというところは、このスキー場の持っている機能であったり規模だったりを考えると、やはりこのスキー場に対して縁故がかなりあって来られる方がメインだと考えておりますので、そこについては民業圧迫とは一概に考えておりません。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 八海山麓の体育館の利用料金の件でございますけれども、利用料金につきましては、条例のほうで規定になっております。1日で——使うと7,300円以上ということでございますけれども、利用者等々はやはり団体等で使われておりますので、金額的にはそこまで伸びていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点目の件は確認いたしました。

2点目の件であります。例えば、1日夜まで使った場合2万1,000円という金額になっているわけですが、それがこの人数からいって、私はこの利用料の部分と整合性がどうなのかというふうな感じがある。特別に——普通の一般市民の方が借りるのと違うのではないかとこのふうに見ているのですけれども、それをどのように分析されているのかお聞かせくださいと言っているのです。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 料金は1日使うと2万1,000円という金額でございます。利用者についてもお1人幾らということではなくて、団体利用ということになりますので、そのような金額になるということでございます。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 5ページに書いてある、冬だけだと3万人来られて、6ページだとスキー授業で1,524万6,000円となるのですけれども、割ってしまうと508円になるのですよね、スキー場で滑った方が。公費がこれだけ入っているスキー場で指定管理なので、私は市民に1,000円とかで滑れるようなスキー場を目指せば、そこにまた市が補助したとしても、市民に還元ということであればいいのかと思いますし、また、ほかの民営でやっているスキー場には民業圧迫にはなかなか当たらないようなスキー場になるのかと思うのです。

そうやって運営していったら、そこで利用者が増えてくれば、指定管理料が下がってくる可能性というような部分もあるかもしれませんので、そういう利用の仕方も私は考えてもいいのではないかと思いますし、今言った508円というのが、どういう計算で出てきているのかという部分が分かれば教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 これは実際に——例えば、昨年だと少雪なので、スキー場を使われた方というのは約1万6,960人。その前の令和4年が3万人くらいですけれども、ここのスキー場の形態として一番多いのが、地域の子供が使っている回数が非常に多い。あとは長岡市等から学校のスキー授業で来られる方は日帰りが多いということです。それがこの全体の客層のうちの大体8割程度を占めていますので、そこについては単価を稼げるところではないので、金額としてはその分下がっているという形だろうと思います。

それから、2つ目の市民は1,000円で利用できるとかの話ですけれども、これについてはまず当然指定管理に出しているものですので、指定管理者の方針もあります。そこについては意見を伺ったものについてはお伝えさせていただいて、これが本当に市内全体の方がやはりあそこに行かれて、同じように使われるのかどうかということも含めた中で検証させていただいて、指定管理者と検討させていただきます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いいたしますけれども、前回、指定管理ということで、令和7年3月31日までということでありました。これが議会上程されたときに申し上げましたけれども、昭和42年に造られたものでありますから、今現在57年経過している。大変な老朽化した設備でありました。ですので、来年の3月31日までは、遅くともそこまではどうするか、指定管理でなくてどうするか、そういうことを決めるのだということに承諾したわけでありました。

令和5年度にどれくらいの撤去費用がかかるかということで積算をされたわけでありまして、令和5年度にその数値を見ながら、やはりこれはもう駄目だということで、どうするかということの結論を出すべきであった。それが地元との意見が合わずに——私に言わせれば、ずるずると結論を先延ばしにしているのだというふうにはしか見えません。これが来年の4月1日から3年間と言われても、施設は老朽化する一方であります。リフト1基10億円と言われている時代です。2基だったら20億円もかかるわけですね。もうそういった全体を考え合わせれば、私は来年の3月31日までにやはり指定管理でやるのかどうするかということの結論を出すべきだと思いますけれども、そこは考えずにこの3年間の指定管理の延長だと考えているのか。そこら辺をお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 内容としては今おっしゃるとおり、リフトについては一番古いリフトというのは昭和42年に、43年、44年の稼働をしている。ただ、これについてはその後架け替えを一度しておりまして、昭和60年、それから平成6年にはリフトの架け替わりになっています。ただし、老朽化が進んでいるというのは間違いございません。それで先般申し上げましたように、私どものほうもその廃止等も含めた中で検討という話で、令和5年度に調査

をさせていただきました。今のこのリフト2本の大規模改修をかけた段階で、その当時でつかませていただいた金額で2億7,200万円。それからサイクリングターミナルの大規模改修については2億1,200万円以上かかる。なので、これを今のこの物価であったり、いろいろな工事費が上がる中で、早急にやれるかという議論がある中で、これはなかなかすぐにはできないというのが1点。

それからもう一点、今申しあげましたリフトについては、1回架け替えが終わっている中で、当然老朽化は進んでいるわけですが、これがすぐにもう壊れて動かないかという話になると、やはりそこについてはまだ今の段階は修繕しながらでも進めるところはあります。説明の中にも申しあげましたが、例えば地権者の問題も当然ありますし、それからやはり地域とどうするかという形を——もう完全に気持ちを無視して、市のほうで施設は廃止するという形ではなくて、やはり今使えるものはある程度様子を見た中で、その組織的な改善が見込めるのか。あとは今つかんだ撤去費、それから修繕費等を含めた中で、すぐにこれが行えるかという話になると、これはもう少し議論・検討が必要だろうということで、もう3年間という形で出させていただいたところです。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 再度、来年の4月1日から3年間指定管理をするということで、状況が変わっていくということは、私には想像できないのです。老朽化だけは進んでいくということであり、そうしたときに、この3年間で本当に指定管理でいいのかどうか、この施設をどうするかということの結論が出せるのかといったならば、今回指定管理をやっていますけれども、この期間でも出せなかったわけであり、来年3年間延長したとしても、私は結論は出せないだろうと思っている。どこかで市がやはり大英断をする必要があるのだと思いますけれども、そこだけもう一度伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 施設の状況であったり、老朽化の状況であったり、当然地元、それから組織の状況だったりについては見た中で、我々もどうするかという結論は出さなければいけないと思います。ただ、それが今すぐか、3年後にもう廃止をするという理論では、結論を出せるかというところはちょっと疑問ですが、当然、将来的に公共施設の管理計画等もございしますので、そちらと照らし合わせた中で担当課、担当部として検討しなければいけないところは粛々と進めていくという形ですし、それが寺口議員が言われるような形になる可能性もあります。そこについてはただ現段階では申しあげられないということです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 最後、どういう方針か教えてもらいたいのですけれども、前回のときは3年間で結論を出したいというお話だったように記憶しているのですが、今回は部長の話です

と、架け替えもして修繕等をやりながら、まだ使えるといいますか、営業も可能だろうという中で、一概にその結論を短期的に出すということではなくて、地元と話し合いながら合意をとということです。

今回聞いていると、この3年間の指定管理の期間内で何とか結論を出したいというような感じにはあまり聞こえなかったのですけれども、そうすると、5年でなくて今回も3年にしましたけれども、そこにはこだわらずに3年になるのか、また次になるのか。そういうスパンの中で、どこでどういう結論が出るのか。協議や話し合いを結論を見いだす方向に向けてずっとこうやっていくみたいなの、そういうスタンスに3年前から変わったということによろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 基本的な考え方は変更していないというつもりですけれども、現状はやはりその数字をつかんでみたりいろいろやっていく中で、すぐに今の段階では結論が出ていないということです。それで、これは3年後に例えば継続するのか廃止をするのか、また違う形で、例えば利用価値が生めるのかというところについては、当然我々も検討しなければいけないと思います。そこについては何がしか結論づけたいという方向で進めていきたいと

思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第104号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 反対者の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第29、第105号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、黒滝松男君の退場を求めます。

〔黒滝松男君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、105 号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

議案 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、南魚沼市農産物・特産品直売所です。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、南魚沼市美佐島 1856。名称は、みなみ魚沼農業協同組合。代表者は、代表理事組合長井口啓一。

3として、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間です。

指定管理者候補団体の募集及び選定経過についてご説明いたします。今回の指定管理者の選定につきましては、令和 6 年 8 月 1 日から 31 日まで、南魚沼市農産物・特産品直売所の設置及び管理に関する条例に基づき公募を行い、結果、みなみ魚沼農業協同組合のみの応募となりました。

その結果を受け、令和 6 年 9 月 12 日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に諮問を行い、11 月 15 日に結果答申を受けたことから、みなみ魚沼農業協同組合を指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至ったものであります。

南魚沼市農産物・特産品直売所につきましては、道の駅南魚沼に施設を整備して後、平成 24 年 4 月より指定管理を開始、以来、旧しおざわ農業協同組合を経て、現在までみなみ魚沼農業協同組合が指定管理してまいりました。

その間、新型コロナウイルスの蔓延などにより、経営や運営に大きな影響を受けた時期はありましたが、昨年度の来店者は 18 万 3,000 人を超え、営業利益分配金も 900 万円を超えるなど着実に実績を伸ばしており、既に十分な管理・運営実績を有していることから、みなみ魚沼農業協同組合に管理運営を委託するのが最も効率的と考え、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、資料に基づき指定管理者候補団体の南魚沼市農産物・特産品直売所の事業計画及び収支計画についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針につきましては、関東圏のゲートウェイとして、来訪者に新鮮で安心安全な農産物を提供することで、地域ブランド農産物を下支えすること、地域に寄り添う施設づくりと農業者の所得増大に貢献すること、またイベントや魅力発信を通じて地方創生や観光拠点づくりに貢献することとしております。

2、施設の概要では、名称ほか開設場所や開設目的などが記載されており、管理施設は直売所棟、それから屋外トイレ棟、あと休憩交流棟となっております。

その下、3 が利用計画で、年間利用者を 16 万人と見込んでおります。

5 ページに移っていただき、4 が利用料金で、こちらについては直売所販売品の手数料率となっております。

5 が収支計画書で、収入合計を 8,572 万円、支出合計を 7,005 万 4,000 円見込んでいます。なお、支出の部の雑費 681 万 3,000 円のうち 671 万 3,000 円が市への営業利益分配金として見込まれています。

6 ページの 6 が団体の概要となっております。

以上で、第 105 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 これは、前の指定管理のときに、要はお米なんかを、いろいろなお米を売れるようにするべきではないかと質問したときに、当然その申入れをしますと言われたのです。その次のときにどうになりましたかと言ったら、申入れをしていますと言われて、それ以降、もう僕は諦めて議場で質問を言わなかったのです。今、結局は米を売られているのか、農協以外のほかの米は売られているのかというのがまず 1 点。

あと、収入の部というか、要は家賃です。収入の部なんて言い方はあれですけども、これは利益に対して、農協と協議して家賃を決めているということですけども……

○議 長 牧野議員、マイクを近づけてください。

○牧野 晶君 前も私は言ったのですが、売上げに対して何パーセントとか、そういうふうにしたほうがはっきりしていいのではないのかという思いがあるのです。例えばこれを見たときに、雑収入、たっぼ家 562 万円——たっぼ家だけではないかもしれないけれども家賃が幾らなのかというのはあります。市に払う家賃が例えば 681 万 3,000 円ということになると、指定管理費の雑収入とか入れても、これは逆にプラスになってしまっている、家賃をもらったりとか、そういうふうにも私は見えて、これはあまりいいやり方をしていないというのがあったりして、売上げにしたらどうかというふうな思いがあったのですが、その点が 1 点。

あと、すみません。私が、来客見込み数 16 万人になっているのですけれども、これが 16 万人でいいのか、45 万人とか、そういう声もあつたりもするのですけれども、16 万人なのかどうなのか教えていただければ…… 3 点かな。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 牧野議員がおっしゃるとおりで、私ども市のほうもやはり、今指定管理は J A になっていますけれども、そこだけではない米を入れていただきたいという要望はしてきました。実態として確認したところ、令和 6 年秋については、ほかの事業者の米は売られていなかったという実態でした。それを踏まえた中で、私どもも今回その指定管理の募集要項の中には、やはり米や米以外の商品について限定的な商品のみを扱うことはせず、地域

住民が公平に直売所を利用でき参入できるようにしてくださいと、一応要項の中には要望という形でお出しをしております。それについては、JAはその品質の管理だったりいろいろな話がありますが、そこについては踏まえた上で一応申請は出ていますので、あとはHACCPであったり、そういう認証とかいろいろなブランド力を守るとか条件はありますけれども、そこについては今後も引き続き努めていきたいと思っておりますし、何とか実現したい。

家賃についての考え方といいますか、売上げに対して何パーセントというのは確かにあるのですけれども、今これは指定管理に出しているという考え方から、トイレ、それから休憩交流棟等の管理を含めて月30万円、1年間で360万円を出しているという形になっています。その施設を管理するという分はどうしても公共的な部分がありますので、そこについては今そういう形で今回提案をさせていただいておりますけれども、できるかどうかというのは分かりませんが、売上げに対して何パーセントということについては私どもも検討の余地があるかと思っております。

それから、来場者16万人ですけれども、これについては実際に直売所のほうが——45万人というのは道の駅全体で昨年度は45万人が来ている。この16万人というのは直売所のレジを通る方という想定されていますので、一応そういう違いがございます。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず話をしますと、米のほうに関してですけれども、米の申入れをすると5年前に言ったわけです。5年前と4年前に言ったわけです。売らせますというふうな、私は前任者の方が言った記憶もあります。そういう中でこういう申入れをしても聞かないというのは、少し残念だという思いがあるので、本当に私は座りたいのです。立ちたくないという思いがあるのですけれども、それでも農協のこの直売所に、昔は例えばおにぎりとかうちも昔出したことがあるのです。おにぎりを出したけれども、今はいろいろな方がおにぎりを出して、おにぎりですごく盛り上がっているわけです。

そういうふうにもいろいろなところの業者がおにぎりを持ち寄って、それで今お客さんも、例えばこの米のおにぎりを食べてみようというのでやっているのです、農協もきつと説明すれば分かってくれると思うのです。そうすることによって農協の米も売れると思うし、ほかの米も売れるし、農家もまた自分でどうやれば売れるのかパッケージとか考えていくので、要はふるさと納税のショッピングモールみたいなものをそこにやっという構想みたいな感じでも今進めている点あるわけですね、米の。

そのためにはやってくれというふうに私は言っていくのがやはり大事だと思いますので、そのところをもう一回どういうふうにしていくのか。絶対売らせますというくらいの答弁をいただきたいという思いがあります。

それと、売上げ云々のリベートというか家賃ですけれども、では本当にトータルで幾ら売っているかこれだと分からないわけですね。手数料は分かります。手数料は分かるし——あと、これだとたっぼ家さんが幾ら売っているか分からないわけです。利益用の操作だって

できるわけです。例えば、農協さんの米が幾らで計算されているのかというような。私は分からないわけですし、そういう点とかもあるので農協が——やはり市のほうでちゃんと家賃というのは決めていける姿勢というのが、私は大事だと思うのです。

その利益云々なんていうのではなくて、そういう売上げ何パーセントというのが一番分かりがいいと思いますし、そういうことによって、今度は指定管理だっているいろいろな人が競争になっていくとも思うので、そういう視点を持って契約していくのかどうかについてお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2つお話があったと思います。1つ目、お米を絶対に売っていくのだというその姿勢は変わりません。さっきおにぎりの話が出ましたけれども、実際に食べ比べのものがかなり売れたりしているというのがありますので、やはりそこは現状とJAがやられている販売戦略等の違いであるのか、それが観光地としての取組に対しての考え方の違いなのかもしれませんけれども、そこは我々も達成すべく交渉してまいりたいと思います。

それから、あとは手数料の関係になろうかと思うのですけれども、これについては、例えばたっぼ家さんが年どれくらい売れているとかというのは、内々では私どもも情報としてはつかんでいます。それから直売所については、収支で人件費とかほかの設備投資とか減価償却もみんな含めた中で報告いただいています。ただ、これがたっぼ家さん自体についてはテナントとして向こうのほうにお預けしてありますので、やはりこれは現段階では、そのところを我々が今回出した要綱の中に入っていないので、なかなか難しいとは思いますが、ただし、やはり売上げに対して何パーセントというのは検討の余地があるかと思うので、そこは我々も率直にJAとは一応話をしていきたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。（「はい」と叫ぶ者あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕〔何事か叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 お疲れさまです。何で賛成討論するのだという声がありましたが、私はこれから第105号議案について賛成討論したいと思います。

私は本当にいろいろな米が売られるようになってほしいと思います。今ふるさと納税もいろいろな米が——最初はやる人が少なかったけれども、いろいろな人が売っているのを見て、

市内の業者が頑張っ、では私たちが売っていくようにしていこうということで、切磋琢磨して、ああいうふうなことになっていったと思います。

本当に南魚沼のこの直売所、物産館というのは、私はその可能性があると思います。先ほど言ったとおり、おにぎりだって今本当にいろいろな方がやっいて、いろいろな売り方をしております。それによって雑誌に取り上げられたりして、それがまたお客さんと呼んでいくというふうになっておりますので、これから直売所のリニューアルというか、道の駅全体のリニューアルがありますけれども、やはり私は早めにいろいろな米を売れるようにしたほうがいいと思いますので、担当からは絶対という声が聞こえなかったのですが、絶対やるというふうに毎年質問しますからという宣言を込めて、賛成したいと思います。皆様からの賛成をお待ちしております。

○議 長 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります

○議 長 採決いたします。第 105 号議案 南魚沼市農産物・特産品直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 黒滝松男君の入場を認めます。

〔黒滝松男君入場〕

○議 長 日程第 30、第 106 号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 106 号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。

1、公の施設の名称は、南魚沼市事業創発拠点です。

2、指定管理者に指定する団体は、所在地、南魚沼市六日町 91 番地 2。名称は、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構。代表者は、代表理事門山好和さん。

3として、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。

今回の指定管理者の選定につきましては、南魚沼市事業創発拠点条例及び南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき公募を行い、結果、一般社団法人南魚

沼市まちづくり推進機構のみの応募となりました。その結果を受け、令和6年9月5日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に諮問を行い、11月15日に結果答申を受けたことから、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構を指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至ったものであります。

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構は、事業創発拠点が整備される以前から、既にイノベーション推進、人材育成業務を市から受託し、市とともに事業を進めてまいりました。結果、ここまで多くの起業支援やスタートアップ企業などへの伴走、また多くのセミナーやイベントの開催を通じて市内の企業や関係者と深いつながりをつくっており、当市の産業振興並びに地域の活性化などに大きく寄与してまいりました。

さらに令和4年4月の事業創発拠点の稼働以来、指定管理者として年4,000人以上の利用実績を維持し、既に十分な管理・運営実績を有していることから、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構に管理・運営を委託するのが最も効果的と考え、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、資料に基づき指定管理者候補団体の南魚沼市事業創発拠点の事業計画及び収支計画についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

1の施設管理の基本方針では、起業・創業希望者支援や新たな取引・事業の創出、イベント誘致による市内産業の底上げ、ワーケーションなどを通じてのビジネス交流の推進に寄与することとしております。

2、施設の概要ですが、名称は南魚沼市事業創発拠点MUSUBI-BA、JR六日町駅ロータリーに面し、管理面積は貸出しスペース、倉庫、事務室合わせて合計延床面積287.3平方メートルであります。

3の業務内容は記載のとおりで、その下から5ページにかけての4、利用計画では、年間3,851人の利用を見込んでおり、5が利用料金です。

その下、6が収支計画書で、収入・支出ともに765万2,000円を見込み、めくっていただき6ページが、7、団体の概要となっております。

以上で、第106号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 本日の会議時間は、日程第37、発議第8号までとしたいので、あらかじめ延長したいと思います。

○議 長 質疑を行います。

4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1点お願いしたいと思います。収支計画書でございますが、支出の部の中の委託料で施設管理というのは、何を指して委託をしているのか教えていただければと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 5ページの支出の部の、委託料の施設管理でございますけれども、この部分につきましては、警備とかそういったもろもろ、職員ではできないものを委託しているということでございますのでよろしくお願いします。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 私も1点お願いいたします。4ページ1の施設管理の基本方針のところ、(2)のところ、セミナー等イベントを積極的に誘致しておりますけれども、取りあえず、例えばどんなイベントを考えて、今後されるのかという報告がきていたらぜひ教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 令和7年度のイベントについては、私どもはまだ詳しくは把握していませんが、例えば次の3月ですと、新潟のITのスタートアップ新潟というイベント等がこちらへ——サテライトといいますか、長岡市、新潟市でやっているものがここで開催されたりという形で結構来ていますので、そういうもののイベント誘致がうまく進んでいるということだろうと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります

○議 長 採決いたします。第106号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第31、第108号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後4時42分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時42分〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 108 号議案であります。南魚沼市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび、識見を有する者から選任すると定められております監査委員としてご尽力いただいております片桐真司さんが、令和 6 年 12 月 21 日で任期満了となります。再任について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会のご同意を賜りたいものであります。

片桐さんの経歴につきましては、資料のとおりであります。令和 2 年 12 月から監査委員に就任され、現在に至っておられます。ご承知のとおり、財務管理や監査業務などの豊かな業務経験をお持ちの方であり、人格・識見とも申し分なく、監査委員をお任せするに最適な方であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、同法第 197 条の規定によりまして、令和 6 年 12 月 22 日から令和 10 年 12 月 21 日までの 4 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 108 号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 108 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 32、第 109 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 109 号議案であります。南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会委員としてご尽力いただいております川島亜紀子さんが、令和 6 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会のご同意を賜りたいものであります。

川島さんの経歴につきましては資料のとおりであります、平成 28 年 12 月から南魚沼市教育委員会委員に就任され、現在に至っております。川島さんは、子育て支援活動でご活躍され、市の各種審議会委員や男女共同参画推進委員会委員も務められるなど、行政に関する経験もあり、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、令和 6 年 12 月 25 日から令和 10 年 12 月 24 日までの 4 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 109 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 33、第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、及び日程第 34、第 111 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上 2 議案を一括議題いたします。2 議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 110 号議案及び第 111 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第 110 号議案について説明いたします。このたび、人権擁護委員として 4 期 12 年間にわたりご尽力いただきました中島澄江さんが令和 7 年 3 月 31 日付で任期満了となり退任されます。中島さんの後任として酒井由美子さんを、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

酒井さんは臨床検査技師として、長岡市の病院に長年勤務をされておられました。また、現在もなぎなたの指導員として、子供から大人まで競技の指導や普及に活躍されておられるほか、長岡市スポーツ協会では理事を務めるなど人格、識見ともに優れた方でありまして、故郷の南魚沼に戻られてからも、地域のためにご自身の経験を役立てたいという思いを持って活動されている方です。

続きまして、第 111 号議案を説明いたします。このたび、人権擁護委員として 2 期 6 年間にわたりご尽力いただきました杉岡明全さんが、令和 7 年 3 月 31 日付で任期満了となり退任されます。杉岡さんの後任として清水明さんを法務大臣に推薦するにあたり、議会のご同意をお伺いするものであります。

清水さんは、長い行政事務経験を有し、現在は石打地区まちづくり協議会の事務長として活躍されており、人格、識見ともに優れた方であります。

なお、任期につきましては、お二人ともに令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案、及び第 111 号議案の人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 110 号議案及び第 111 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 35、発議第 6 号 南魚沼市議会基本条例の制定についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

20 番、小澤実君。

○小澤 実君 発議第 6 号 南魚沼市議会基本条例の制定について、提案理由の説明をいたします。議会改革特別委員会を設置し、各会派に意見照会を行いながら、議会基本条例制定に向けて調査を重ねてまいりました。このたび、委員会での協議が整いましたので発議するものであります。

発議第 6 号 南魚沼市議会基本条例の制定について説明いたします。まず 3 ページ、前文では南魚沼市議会の使命、決意、意気込みを述べています。

第 1 条、目的ですが、市民福祉の向上、及び民主的な市政の発展に向け努力することを目的に据えています。

第 2 条、最高規範性は、本条例が議会運営における最高規範であることを規定しています。

続きまして 4 ページであります。第 3 条は、議会の最も根幹的な柱である基本理念について

てをうたっております。

第4条は、議会の活動原則について。

第5条は、委員会の活動について。

第6条は、議会の一員としての議員の活動原則についてを規定しています。

続きまして5ページ、第7条は、一般質問の在り方について。

第8条は、議長の責務、議長の権限と役割やその在り方について。

第9条は、議長及び副議長選挙で選出する場合、立候補した議員は所信表明することができることについて。

第10条は、会派について規定しています。

続きまして6ページ、第11条は、議会事務局の体制整備について。

第12条は、議員研修の充実強化について。

第13条は、議会図書室の一層の充実について。

第14条は、議会広報の充実について。

第15条は、情報及び会議の公開の徹底について。

第16条は、専門的知見の活用と、審議過程等における意見聴取について。

第17条は、議員並びに市長及び執行機関職員との関係は、議会審議における議員と市長等は対等関係にあることを規定しています。

7ページ、第18条は、政策等の形成過程の説明請求は、議会での審議に必要な資料、及び情報等を市長に求めることができることについて。

第19条は、予算と決算の審議または審査について。

第20条は、政務活動費の執行理念等について。

第21条は、議員定数及び議員報酬について。

第22条は、議員の政治倫理について。

第23条は、本条例の見直し手続きについて。

第24条は、本条例の委任事項について規定しています。

最後に附則ですが、令和7年1月1日から施行したいものです。

以上で説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 南魚沼市議会基本条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第36、発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提出者として説明させていただきます。

委員会では、現状維持ということで決定いたしました。やはり市民の減少を考えたり、市民アンケート等を見ると、議員を削減したほうが良いというほうが、少しであります。また、近隣自治体を見た中では、魚沼市や十日町市も定数を削減しております。そういった中で、民主主義国家におきまして多数決であれば私の認識では、この議案は可決されるものだと思っております。

委員会の中でも現状維持となったわけですが、私が個々の話を聞いていると、議員定数を削減したほうが良いという方が過半数以上いるふうに私は思っております。そういった中でこの発議をさせていただきます。現状22人の議員定数を20人に改めるということでありす。

附則といたしましては、この条例が可決された場合は、次の一般選挙から施行するということとなります。

以上であります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、南魚みらいクラブを代表しまして、反対の立場で討論に参加いたします。

まず最初に、適正な議員定数の根拠というのはないと思っております。そこで県内、市外や近隣自治体、または全国においての人口、人口密度、面積、産業構造等が類似している自治体と比較するとともに、住民のアンケートによって議員定数を検討するほかないと思われす。

県内 20 市議会では、議員 1 人当たりの人口は県内 10 位、議員 1 人当たりの面積は 14 位と、中間に位置しております。全国においても、人口と産業構造が類似している自治体と比較すると、近似直線にかなり近い位置にあり、偏差値では議員定数 22 人はちょうどよいところに位置しております。

面積と産業構造が類似している自治体との比較では、山林の面積が大きいためデータとしては弱い部分がありますが、議員定数は最大で 26 人、最小で 20 人、平均すると 23 人です。人口密度と産業構造が類似している自治体との比較も面積から割り出しているため、同様にデータとして弱い部分もありますが、議員定数は最大で 26 人、最小で 20 人、平均で 22 人でした。よって、県内において全国の類似自治体と比較しても、平均的な議員定数であると考えております。

次に、住民アンケートにおいては、市議会議員の人数が 22 人であることについての質問の回答結果を見ますと、多いと思うが 35%、適当と思うが 33.8%、少ないと思うが 3.8%であり、適当と少ないを合わせると 37.6%となり、多いとほぼ同数であり、多くもなく、少なくもないと回答を捉えることができると考えます。

以上の比較から、南魚みらいクラブとしての結論は、住民を代表して審議決定する議会であるため、全住民を代表するには一定数の数が必要であり、また、安易な削減は常任委員会活動を停滞させ、議会審議を空洞化させる恐れも考えられます。加えて、議員定数を削減すれば現職議員の強みが増し、若年層や女性の進出が難しくなることも懸念されます。

一方で、議員定数を削減することにより、議員数が少ないということで効率的に議会運営が進められ、加えて、議員が削減されることで経費の節減になると思われませんが、議員の数が減少すると少数派の意見が議会に届きにくくなり、議会内で十分に反映されにくくなる恐れがあります。また、議会費においても、全国自治体の目安は一般会計予算総額の 1%とされている中で、当市は総額の 0.5%ほどで抑えられております。

それにより、あえて自分自身を律するためにも申し上げますが、議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らし過ぎるよりもむしろ議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするか議論のほうが大切であると考えます。人口減少は避けて通れない課題であり、当然議員定数も人口に合わせて考えていかなければなりません。併せて議会運営や委員会構成等の議会改革も同時に検討する必要もあります。加えて民意も大切にしなければなりません。それにはもっと議論する時間が必要であると考えます。

よって、現在において議員定数の削減を決定することは拙速に過ぎると考え、反対いたします。

以上でございます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表しまして賛成討論を行いたいと思います。

まず、何度も行われてきた議員定数の委員会において、定性的な意見の中で数というもの

を決めていくのはなかなか難しいということは理解したので、あらかじめ、この委員会調査報告書にも書いてあるとおり、定量的に物事を諮ろうということで、先ほど反対者がおっしゃっていたような資料を基に議論をしました。反対者は近似曲線に近い状況にあるというふうにおっしゃっていましたが、近似直線からは離れているというのが現実であります。

実際のお話をしてしまうと、先ほど少数派の意見が届きにくいというようなお話をされていましたが、まさに今少数意見の留保をした我々の少数の意見が届きにくいというのが、今まさにこの瞬間だというふうに思っていますので、先ほどの論理はちょっと通用しないのかなと思っています。また、実際に今1人欠けた状態でも、今日の議会は十分に機能しています。つまり、1人いなかったところで、もしかしたら2人いなかったところで、十分な機能は我々議会には備わっているというふうに判断しております。

また、今回会派を代表して賛成ということにしておりますが、私の聞く限りでも会派の中では意見が統一されていないというところもあるのだけれども、会派として今回は臨む。各議員一人一人の良識を持って、会派の意見だけではなくて議員個人の意見の中で本音を言えない、それではまずい。きちんと今回会派を飛び越えてでも、私はやはり減にするべきだという意見があるのではないかというふうに信じまして、賛成討論としたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加いたします。

反対の一番の理由は、議員定数を減らすことにより、少数派の民意を反映させづらくなることです。議員の役割は住民の声を聞き、議会に届け、市政に反映させることです。議員の数が減るということは、その役割と責任が果たせなくなることにほかなりません。人口が減少していることを定数削減の理由にしていますが、合併して地域が広がったにもかかわらず議員の数は人口減少率以上に減っており、住民からは議員も行政も遠くなりました。議員が減り、住民と議員の距離が遠くなってしまったことが、逆に人口減少の要因の一つだとも言えます。

2点目の理由は、執行機関へのチェック機能が低下することです。市長をはじめとする執行機関と議会は互いに対等でなければなりません。議員の数が減ることは議会の力が弱まることになり、緊張関係を保つという先ほどの議員の条例のところにもありましたとおり、そこが果たせなくなることに繋がります。

3点目の理由は、常任委員会の構成です。当市議会は現在3つの常任委員会が設けられており、各委員会が7名ずつの委員で構成されています。委員会の目的は専門的な事案について、能率的に審議を尽くすことにあると思いますが、なれ合いをなくし、審議を十分尽くすためには7名を変えてはならないし、ましてや委員会の数の3つは最小限の数であり、これ以上減らすことがあってはならないと考えるものです。よって、委員会の構成を考えても現状の定数を維持することが重要と考えます。

議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な繁栄を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減論は適当ではありません。競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除することになりかねないと考えます。議会に求められているのは、議員定数の機械的な削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会、議員の本来の役割が発揮できるよう、質的向上を図ることです。

市民の中に議員が多過ぎるという声があるとすれば、市議会、議員の質が問われているのであり、今必要なのは単純な定数削減ではなく、議会、議員に対する不信感を取り除くための議会改革をさらに前に進めることです。格差と貧困の問題が深刻な様相を見せ、市民の暮らし向きもますます厳しくなっています。市民の中には多様な意見が混在し、市政への要求も山積しています。こうした中、経費削減を主たる理由にして議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会とのパイプを細くし、今でも遠いと言われる市役所、市政をなお一層遠い存在にしてしまいます。

議会はどうあるべきかという全体像の議論抜きに議会改革と無縁な議員定数削減は、民意を削り、住民の参政権を削り、議会制民主主義の拡充に相反するものであり、認めることはできないことを申し上げて、発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第7号は否決されました。

○議 長 日程第37、発議第8号 南魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第8号 南魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明をいたします。

南魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南魚沼市条例第2号）の一部を次のように改正するものです。

5ページの新旧対照表をご覧ください。第52条から第54条までの規定中、現行の下線部

「懲役」を、改正案の下線部「拘禁刑」に改めるものであります。南魚沼市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、南魚沼市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

なお、附則であります、この条例は令和7年6月1日から施行するものです。この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるところであります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 南魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、12月16日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時18分〕